

杉並区保健福祉計画（子ども家庭分野）

杉並区子ども家庭計画

=== 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度） ===

■ 新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって	1
1 基本構想等の策定	3
2 保健福祉分野の計画の統合・再編	4
3 保健福祉分野全体を貫く基本理念	7
4 計画推進の方向性	8
5 分野横断的に共通した取組等について	8
■ 第1章 総論	9
1 杉並区子ども家庭計画策定の趣旨等	10
(1) 「子ども家庭計画」策定の経緯	
(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて	
(3) 杉並区基本構想に示す将来像と取組の方向性	
2 計画の位置付け	12
3 計画期間	12
■ 第2章 区を取り巻く状況	13
1 区のこれまでの取組	14
(1) 地域における子育て支援の推進	
(2) 妊娠・出産期の支援の充実	
(3) 子育てセーフティネットの充実	
(4) 就学前における教育・保育の充実	
(5) 子ども・青少年の育成支援の充実	
(6) 障害児支援の充実	
2 コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応	16
3 SDGs への取組について	16
4 国のこども政策の動向	17
(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設	
(2) 「こども基本法」施行後の計画策定の方向性	
(3) 児童福祉法の改正	
5 子どもと家庭に関するデータ	19

■第3章 計画内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1	計画の目標	23
	(1) 全体目標	
	(2) 計画の体系	
2	子ども家庭計画の施策・事業の体系	24
3	施策別の計画内容	28
	1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	
	2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	
	3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	
	4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	
	5 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	

施策

■第4章 子ども・子育て支援事業計画（第2期） 令和5・6年度（令和4年度見直し）・・・・・・・・・・87

1	区域の設定	
2	就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策	
	1 就学前の教育・保育	91
	(1) 教育施設（私立幼稚園、区立子供園（短時間保育））	
	(2) 保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等）	
	2 地域子ども・子育て支援事業	94
	(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）	
	(2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	
	(3) 利用者支援（利用者支援事業）	
	(4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）	
	(5) 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）	
	(6) 延長保育（延長保育事業）	
	(7) 病児保育（病児保育事業）	
	(8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
	(9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
	(10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	
	(11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）	
	(12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業）	
	(13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）	

■第5章 計画の推進に当たって・・・・・・・・・・109

■資料編

「健やか親子21(第2次)」に関する基礎データ	111
-------------------------	-----

**新たな保健福祉分野の
計画の策定に当たって**

区ではこの間、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療の各施策における取組の基本的な方向性や、事業の体系等を明らかにした「杉並区保健福祉計画」を策定し、これに基づき、区の保健福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、区の新たな基本構想が策定されたことや、これまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した、新たな計画として策定します。

1 基本構想等の策定

(1) 杉並区基本構想の策定

○区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3年(2021年)10月に策定しました。

区が目指すまちの姿

みどり豊かな 住まいのみやこ

○基本構想では、8つの分野ごとの将来像を掲げ、「健康・医療分野」「福祉・地域共生分野」「子ども分野」における将来像を以下のとおり描いています。

健康・医療分野における将来像

■ 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生分野における将来像

■ すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

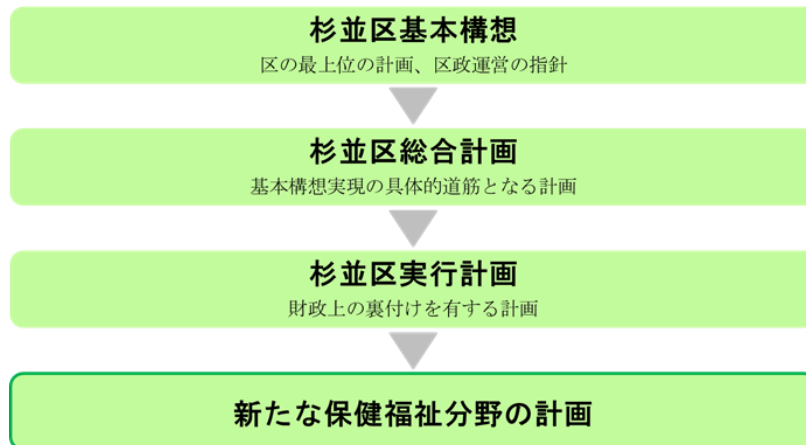
子ども分野における将来像

■ すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

(2) 杉並区総合計画・実行計画の策定

○区は、基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度(2022年度)を始期とする新たな杉並区総合計画・杉並区実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。

計画の位置づけ



2 保健福祉分野の計画の統合・再編

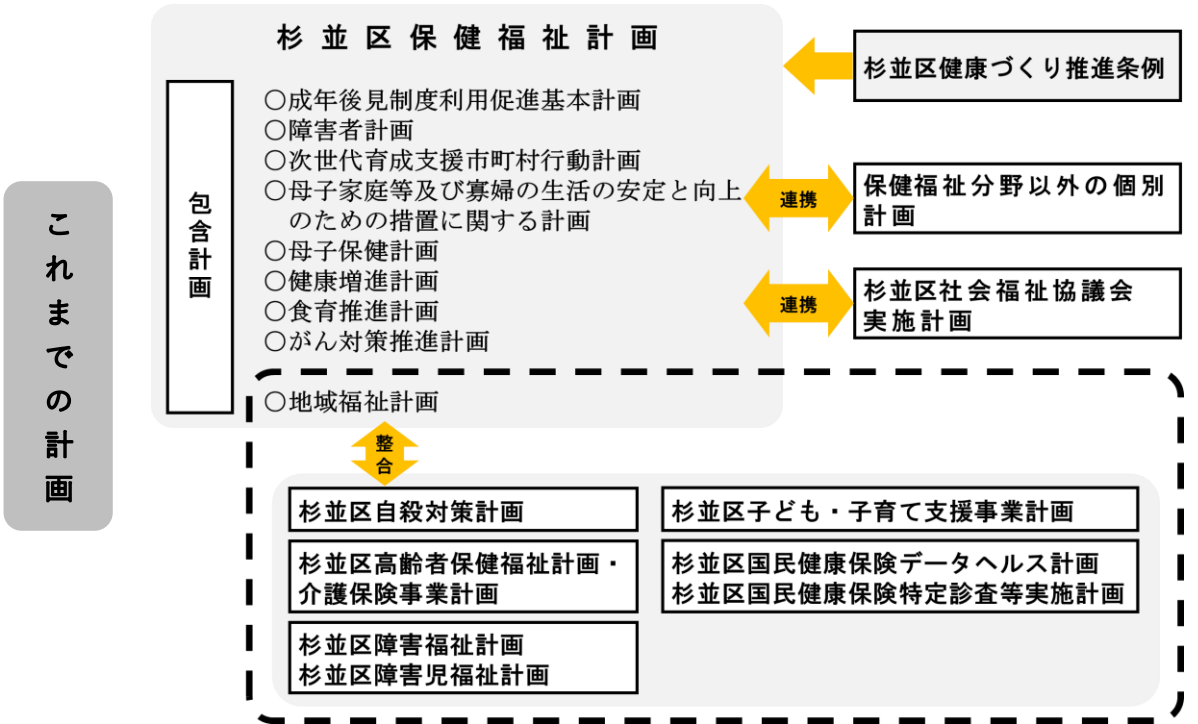
(1) これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっています。
- また、保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくいという課題もありました。
- 一方、地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携して対応する必要があります。

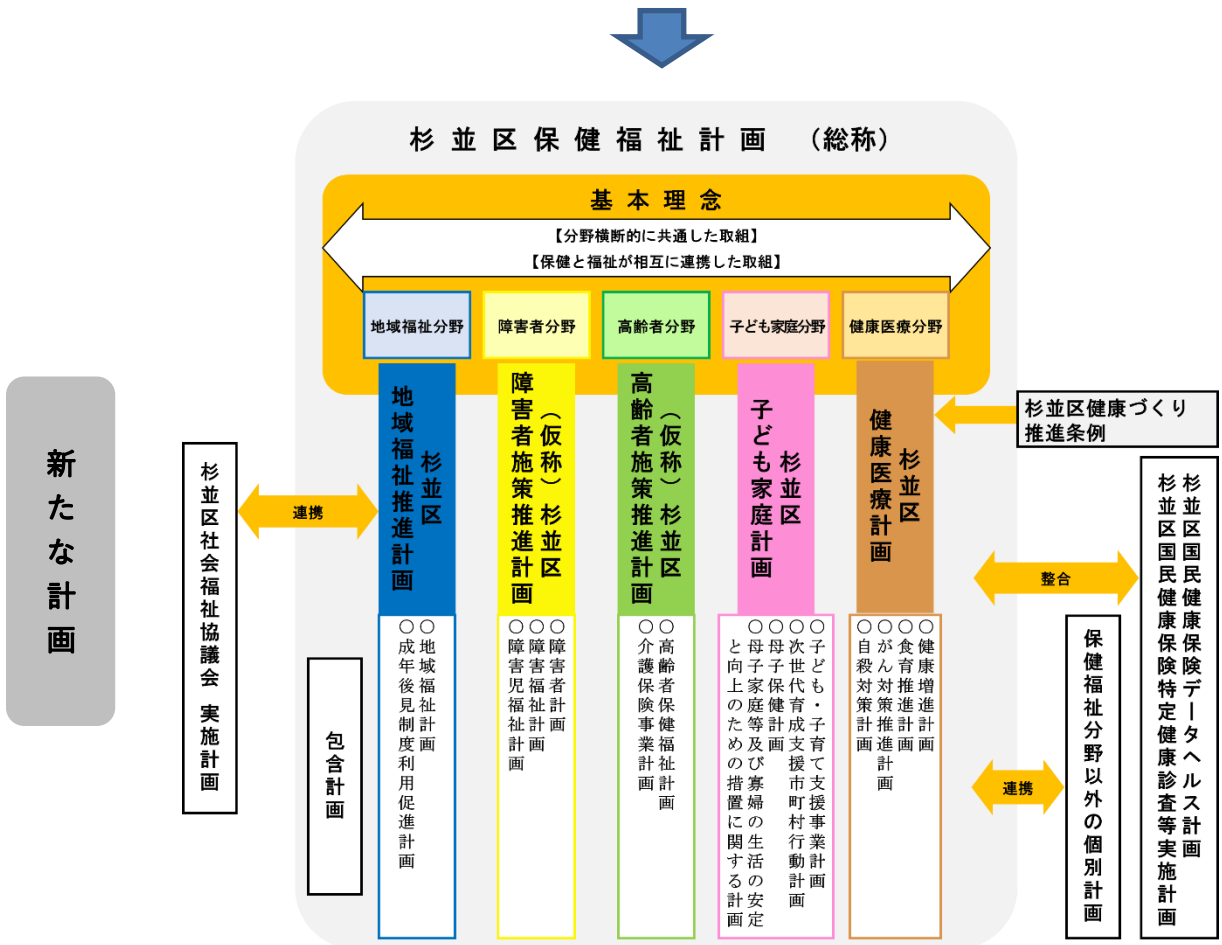
(2) 新たな計画策定の基本的な考え方

- こうした課題を踏まえ、新たに策定する計画は、分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編しました。
- また、区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が連携した取組の一覧を地域福祉推進計画の中に明記し、各取組の概要については、それぞれの分野別計画の中で明らかにしました。
- なお、保健福祉の各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとします。
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

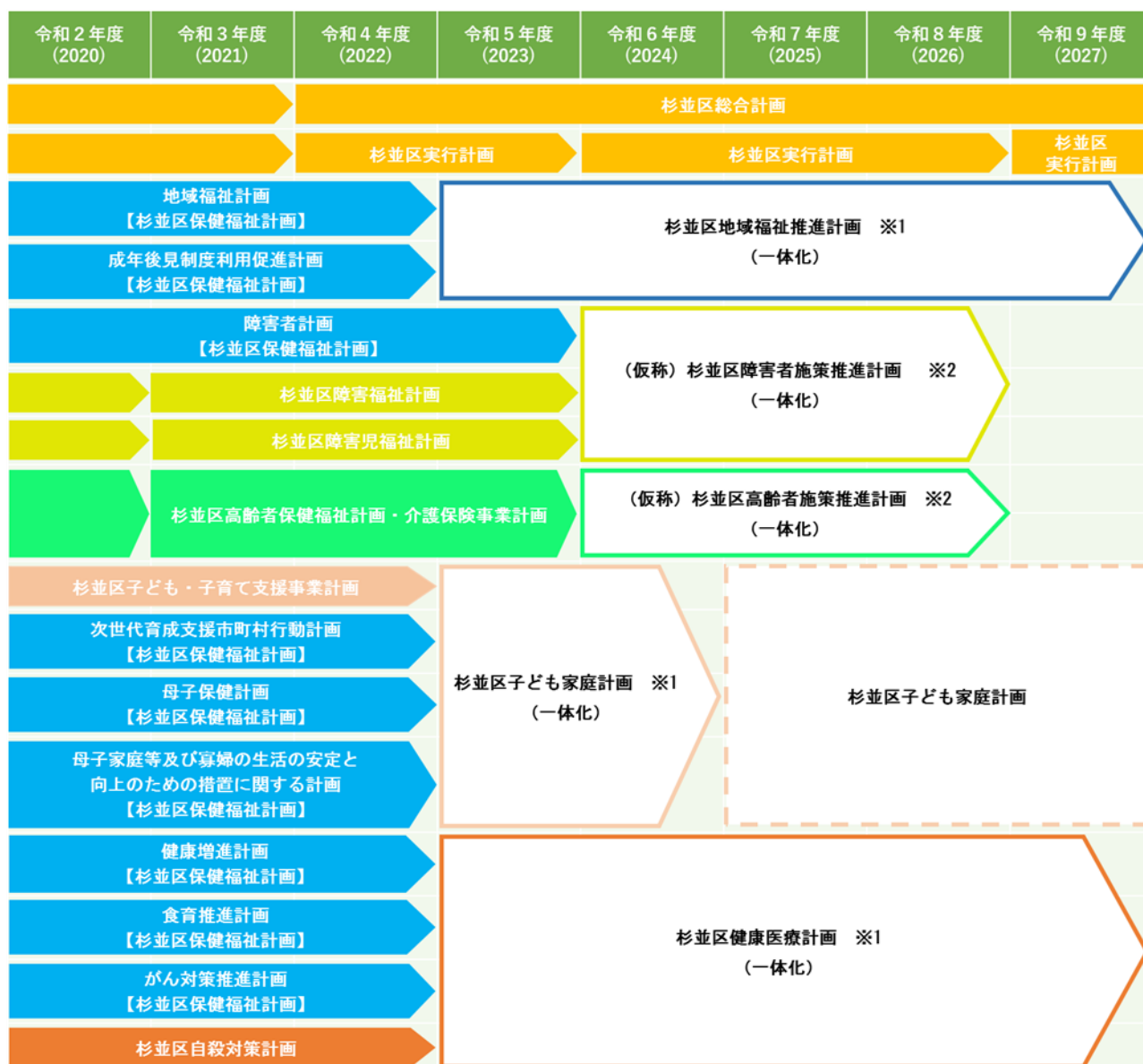
計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編



保健福祉の各分野別計画の計画期間



※1 令和5年度（2023年度）は、杉並区地域福祉推進計画・杉並区子ども家庭計画・杉並区健康医療計画を策定します。

※2 （仮称）杉並区障害者施策推進計画及び（仮称）杉並区高齢者施策推進計画については、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5年度末（2023年度末）年度であることに加え、国において関連計画等の作成に向けた議論や見直し検討が既に行われていることを踏まえ、令和6年度（2024年度）を始期とする計画を策定します。

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、保健福祉分野の取組を推進するに当たり、次の基本理念を掲げます。

(1) 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

(3) 予防の重視

誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機※などを軽減する予防の取組を重視します。

(4) 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

(5) 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

※健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図っていきます。
- また、分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組んでいきます。

5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するために、相談支援機関を中心とした各分野による連携をより一層強化した取組が必要です。
- また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージに応じた保健福祉のサービス展開などについても、各分野が横断的に連携して対応することが重要です。
- こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、「4 計画推進の方向性」で示したとおり、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- さらに、各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

第 1 章

総論

1 杉並区子ども家庭計画策定の趣旨等

(1) 「子ども家庭計画」策定の経緯

これまでの子ども家庭分野の計画については、大きく分けて、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、それ以外の法定計画を包含し、保健福祉施策全体を網羅した分野別計画である「保健福祉計画」を策定していました。

本区の「子ども・子育て支援事業計画」では、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」による必須記載事項を、上位計画である総合計画等との整合を図りつつ計画化し、任意記載事項とされている事業を含む子ども・子育て施策全般は、「保健福祉計画」で明らかにすることとしていました。そのため、子ども家庭分野における施策の目指すべき方向性や取組内容の全容を把握し難くなっていました。

また、保健福祉分野における各計画においても、急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより取り組む領域が拡大し、かつ各分野の関連法令等に基づく個別計画の計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっていました。

これらの状況を踏まえ、保健福祉の各分野の法令等に基づく計画を中心に、各分野別の体系ごとに統合・再編を行うこととし、子ども家庭分野の計画については、「子ども家庭計画」(以下「本計画」という。)として策定することとしました。

なお、再編した保健福祉の分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

「基本指針」においては、計画で定めた量の見込みと実績が大きく乖離している場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

本区の第2期子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て会議の意見聴取を行いながら毎年度実施している「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価」の結果においても、計画値と実績が大きく乖離している状況にはありませんが、新たに策定した上位計画である総合計画等との整合を図るとともに、子ども・子育て支援法の一部改正(令和4年(2022年)4月1日施行)による子ども・子育て支援事業計画に定める任意記載事項への対応を図る必要等があることから、今回、中間年の見直しを行うこととしたものです。

(3) 杉並区基本構想に示す将来像と取組の方向性

基本構想では、8つの分野ごとに将来像を掲げるとともに、将来像を実現するための「取組の方向性」を示しています。なお、子ども分野における将来像と取組の方向性は、以下のとおりです。

将来像

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

取組の方向性

1 子どもの権利を大切にし、 子どもが主人公となるような取組を進める

- 子どもの権利を尊重し、子どもたちが自由に意見を言うことができる一方で、子どもたちの声を幅広く吸い上げ、耳を傾けることができる地域社会をつくります。また、子どもが地域で安心して生活できるよう、孤立・虐待から守ります。
- すべての子どもがその家庭環境に左右されず、将来の選択ができるようにしていきます。

2 子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する

- 一人ひとりの子どもの個性に応じた育ちをサポートする地域づくりを進めるとともに、子ども自身の生きる力を育むため、多世代間の交流や様々な遊び・体験の場を地域全体でつくりだします。

3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる

- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期まで一貫して支援する社会づくりに取り組みます。
- 子育て支援活動に主体的に参加する地域住民や子育て支援団体、企業と区が一体となり、子育て中の養育者を支えます。

2 計画の位置付け

本計画は、基本構想が目指す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示すとともに、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）、「次世代育成支援市町村行動計画」（次世代育成支援対策推進法第 8 条）、「母子保健計画」（母子保健計画策定指針）、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条）を包含して策定するものです。

包含する各計画のうち、「子ども・子育て支援事業計画」については、国の指針が示す必須記載事項及び各事業の「量の見込み」と「確保策」の目標値等を第 4 章に独立して記載し、「子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項及びその他の各計画については指針等を踏まえた理念等を、本計画の第 1～3 章で表しています。

子ども家庭計画に包含する計画と根拠法令

計画名	包含する計画	根拠法令
杉並区子ども家庭計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項
	次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条
	母子保健計画	母子保健計画策定指針
	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

3 計画期間

○本計画の計画期間は、包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来 5 年間ですが、現行の「子ども・子育て支援事業計画」が第 2 期計画（令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度））の計画期間中であることから、今回策定する計画は、令和 5 年度（2023 年度）・6 年度（2024 年度）の 2 か年のみとします。

○また、令和 5 年（2023 年）4 月の「こども家庭庁」創設後、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることとなります。「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもので、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画の策定に努めなければならないことから、令和 7 年度（2025 年度）を始期とする次期計画については、「市町村こども計画」となる可能性があります。このことから、今後も国の動向を注視するとともに、次期計画の策定に当たっては「こども大綱」を踏まえ、盛り込むべき事項や内容等について検討を行います。

第2章

区を取り巻く状況

1 区のこれまでの取組

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）を計画期間とする改定前の保健福祉計画においては、総合計画に定める施策別に取り組を進めてまいりました。各施策の取組に対する評価は以下のとおりです。

（1）地域における子育て支援の推進

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、地域における子育て支援を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」を設置し、乳幼児親子等が気軽に集い、子育て相談や情報交換・交流などができる環境を整えました。また、妊娠期から子育て期まで、ニーズに合ったサービスが利用できるよう、子どもセンター及び子ども・子育てプラザで「利用者支援事業」を実施しました。合わせて、子どもセンターは、待機児童緊急対策に基づく保育施設の整備を受け、身近な地域で保育施設の申請受付業務にも対応しました。

また、子育て応援券事業は、「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高め、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域づくりを目指すことを目的に、適宜事業の見直しを図りながらサービスを提供してきました。

（2）妊娠・出産期の支援の充実

子育てを取り巻く環境が、少子化、核家族化の進行に加えて出産年齢の高齢化やフルタイムで働く母親の増加など大きく変化する中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、特定不妊治療費の一部助成及び不妊相談の充実など、安心して妊娠・出産できる環境を整えました。また、妊娠期から保健師等の専門職が関わるゆりかご面接をはじめ、出産育児準備教室の拡充、すこやか赤ちゃん訪問の実施に加えて、産後6か月までの母子に対する新たな産後ケア事業を開始し、産後の母子支援の拡充を図りました。

（3）子育てセーフティネットの充実

少子化、核家族化、地域で孤立した育児など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、ひとり親家庭の就労自立に向けた支援のほか、すべての子育て世帯が安心して子育てができるよう子育て支援策の充実を図りました。

また、子ども家庭支援センターの児童虐待対応件数は10年前に比べて約3.8倍と大幅に増加しており、児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、要支援家庭を対象とした子どもショートステイや産後ケア事業などを開始するとともに、より身近な地域で対応を行うため、地域型子ども家庭支援センターの整備等を進めました。

(4) 就学前における教育・保育の充実

保育所入所待機児童の解消を図り、子どもを産み育てながら安心して就労等が可能な環境を整備するため、平成 25 年(2013 年)に「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、認可保育所を中心に認証保育所、区保育室の整備を進めました。さらに平成 28 年(2016 年)に「すぎなみ保育緊急事態宣言」を宣言し、認可保育所を核とした整備を進め、地域別の保育需要に対応してきた結果、平成 30 年(2018 年)4 月に待機児童ゼロを実現しました。その後も保育需要に対応した施設整備を進め、令和 5 年(2023 年)4 月で待機児童 6 年連続ゼロを実現しています。

また、乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスを提供していくため、障害児指定園、延長保育、一時預かり事業、病児保育などの拡充を進めてきた結果、「保育園利用者の満足度」は令和 3 年度時点で 90%に達しています。さらに、保育施設が急増する中であっても、全ての保育施設において質の高い保育を提供するため、心理専門職や区立保育園の園長経験者の訪問等による支援を継続するとともに、令和 2 年度(2020 年度)からは「中核園」による地域連携・情報共有等の促進を図っています。

(5) 子ども・青少年の育成支援の充実

児童館再編による子どもの居場所の拡充や次世代育成基金の創設・運用を重点的な取組として進めてきました。

これらの取組を、地域の実情等に応じながら計画的に進め、小学校を活用した放課後等居場所事業を 40 校中 14 校で実施、学童クラブの受入枠を 2,000 人余拡大するなど、区内約 3 分の 1 の地域で居場所の拡充を図ることができました。しかしながら、学童クラブは小学校毎に対応する必要があるため、取組を行った地域では待機児童はおおむね解消となりましたが、それ以外の地域では、現在も局所的に待機児童が発生しています。

また、次世代育成基金は、賛同する区民等からの寄附は累計 1 億 5 千万円にのぼり、基金活用事業には延べ 4,525 人の参加があり、子どもたちの様々な体験・交流の機会となりました。

(6) 障害児支援の充実

未就学の重症心身障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう、平成 27 年度(2015 年度)より重症心身障害児通所施設「わかば」を開設し、発達の遅れや偏り、心身に障害のある子どもの発達を早期から支援する体制を整えました。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の放課後等デイサービス事業所の設置を進めました。

こども発達センターでは、発達に遅れや偏りのある子どもへの支援のほか、利用児が通う保育園や幼稚園等へ訪問し、集団場面での課題の解決を図りながら子どもの発達を促す保育所等訪問支援を実施しました。また、区内の民間事業所が質の高い発達支援を行えるよう、支援事例検討会を開催するなど、地域の支援力の向上に努めました。

今後も、障害種別や家庭状況にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業するまで(18 歳まで)、医療的ケアや障害のある子どもと家庭を身近な地域で切れ目なく支援する体制づくりに取り組む必要があります。

2 コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、会議や面談はICTを活用したオンラインでの実施が急増し、地域では感染防止に努めながら活動するなど、人々の働き方やコミュニケーションの在り方は大きく様変わりしています。
- 子ども家庭分野においても、長期化するコロナ禍の中、社会からの孤立や不安感を抱える子育て世帯や、より厳しさを増したひとり親家庭の生活を支援するため、地域における子育て支援や、より安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援等について、新たな日常に対応した取組をより一層推進していく必要があります。

3 SDGs への取組について

- 平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- 区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。
- このことを踏まえて、本計画においてもSDGsの目標と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めていきます。

4 国のこども政策の動向

(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設

国は、令和3年(2021年)12月、「こども政策の推進に係る有識者会議」の報告書で示された今後のこども政策の基本理念等を踏まえつつ、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、令和5年(2023年)4月に、こども家庭庁を創設することとしました。

また、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な社会の実現を目指してこどもの施策を総合的に推進すること」を目的とした「こども基本法」が令和5年(2023年)4月1日に施行されることとなりました。

こども基本法の概要	
<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <p>① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)</p>	
<p>基本的施策</p> <p>○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等</p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討²</p>

(2) 「こども基本法」施行後の計画策定の方向性

令和5年(2023年)4月に創設される「こども家庭庁」に設置される「こども政策推進会議」において、「こども大綱」の検討・策定が行われます。

この大綱は、これまで個別に策定されていた「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援推進」「子どもの貧困対策」の既存の3法律の白書・大綱と一体的に策定されます。

区市町村は、「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画である「市町村こども計画」を定めるよう努めなければなりません。

したがって、令和7年度(2025年度)を始期とする次期本計画の策定に当たっては、上記を踏まえた検討を行っていきます。

(3) 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が改正され、令和6年(2024年)4月1日に施行されます。

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は次期計画に位置付けるなど、本法改正を踏まえ、区としても必要な対策を講じていきます。

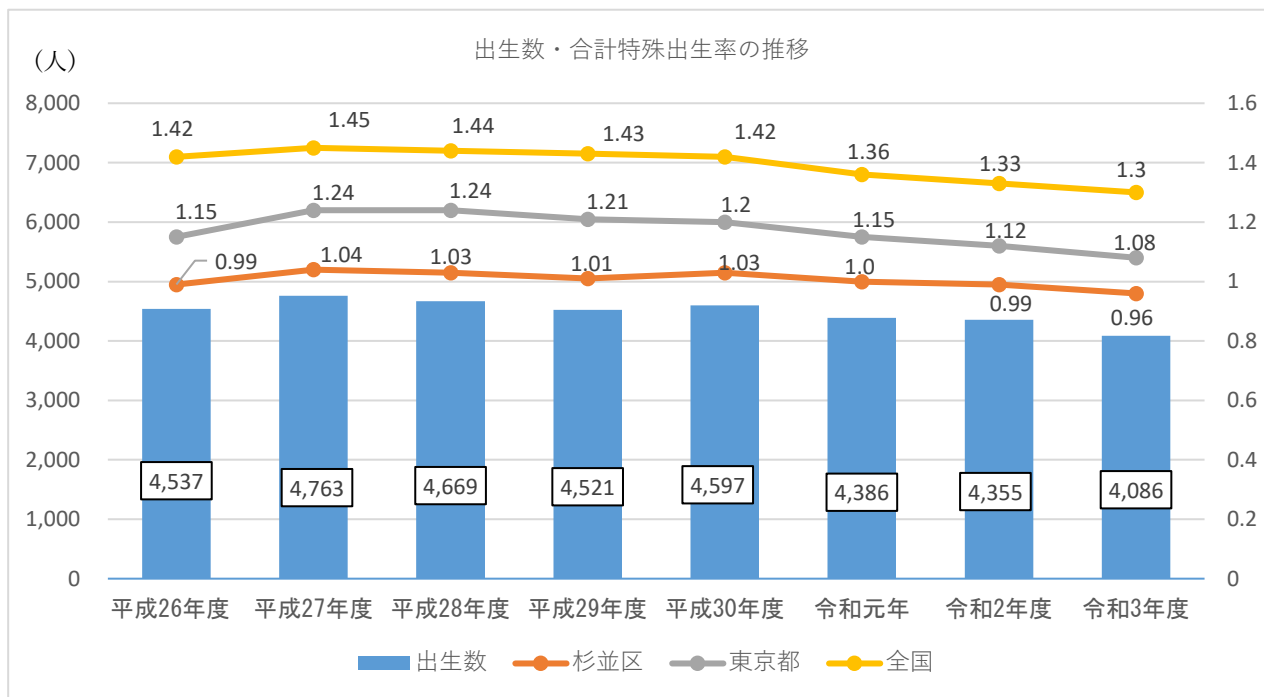
児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要		第11回放課後児童対策に関する専門委員会 令和4年6月30日	参考資料9
改正の趣旨			
児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。			
改正の概要			
<p>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】</p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。 ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。</p> <p>2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】</p> <p>①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。</p> <p>②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。</p> <p>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】</p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> <p>4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】</p> <p>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。</p> <p>5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】</p> <p>児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。</p> <p>6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】</p> <p>児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。 ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる風土及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けれた取組強化)等【児童福祉法】</p> <p>児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。</p>			
施行期日			
令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)			

5 子どもと家庭に関するデータ

(1) 出生数・合計特殊出生率

杉並区の出生数は平成31年(2019年)以降減少傾向にあり、令和3年(2021年)で4,086人となっています。

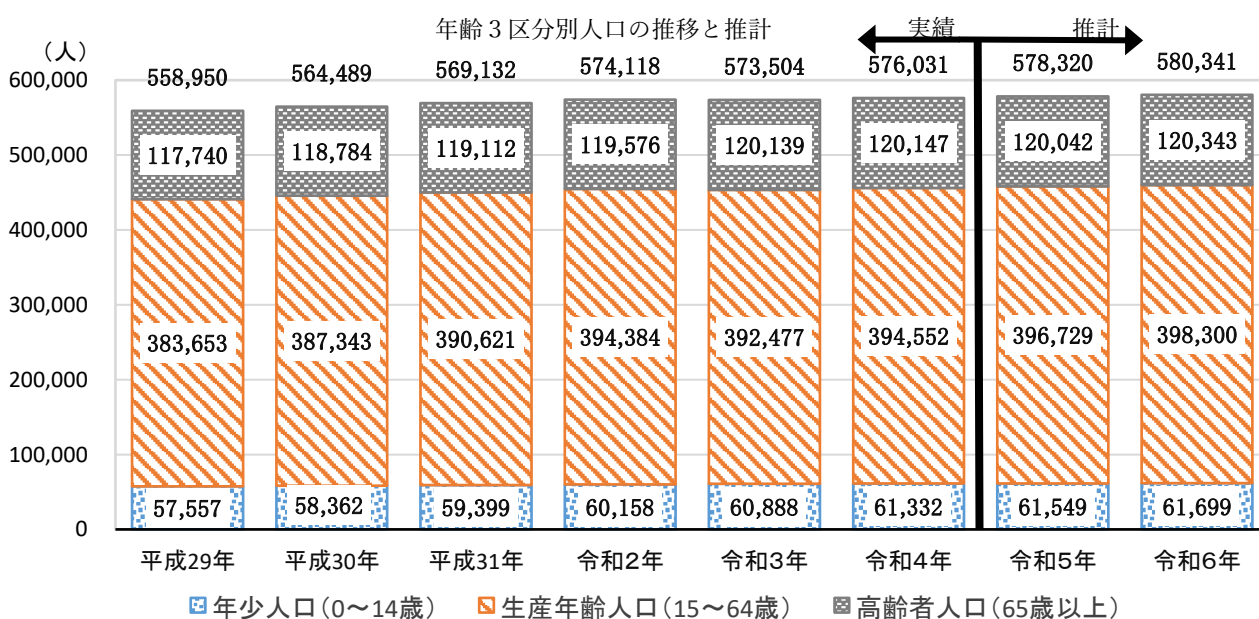
杉並区の「合計特殊出生率」(一人の女性が15~49歳の間に産む子どもの数を示す指標)は、全国・東京都より低い状況にあります。



出典：杉並区保健福祉事業概要

(2) 年齢3区分別人口

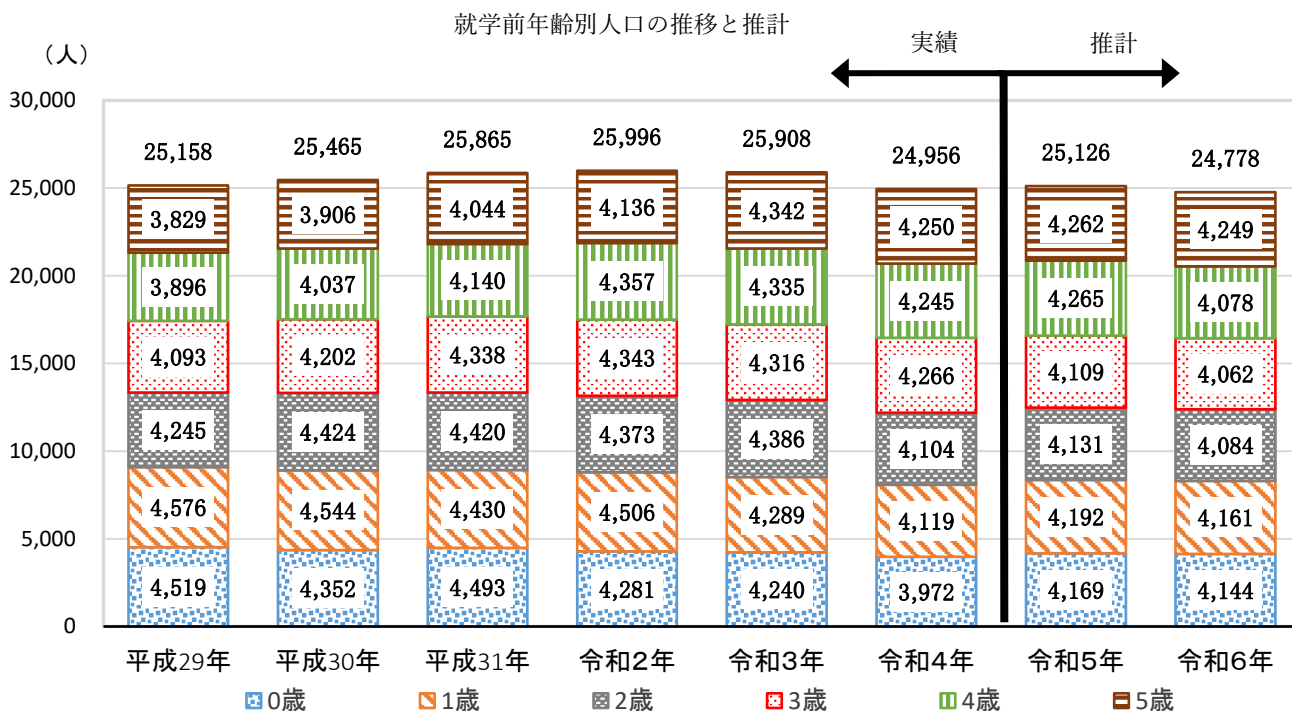
区の総人口は、引き続き増加が見込まれます。



出典：杉並区統計書(各年1月1日現在・外国人登録含む)。区推計資料

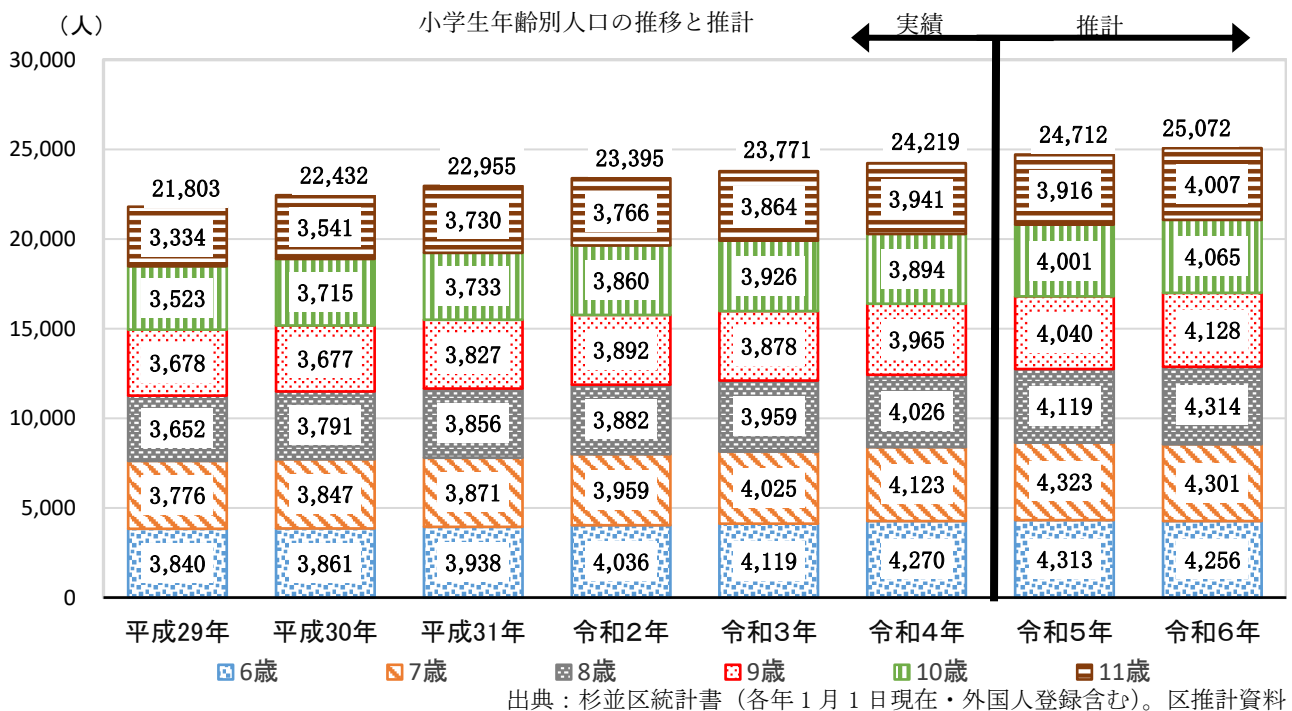
(3) 就学前人口

小学校就学前の子どもは、近年増加傾向にありましたが、令和3年(2021年)以降減少傾向となっています。



(4) 小学生人口

小学生の子どもは、今後も増加すると見込まれます。



第3章

計画内容

1 計画の目標

(1) 全体目標

基本構想 子ども分野の将来像

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

杉並区基本構想では、8つの分野ごとに将来像を掲げており、「子ども」分野では、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」としています。

本計画は、杉並区基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画として策定する分野別計画であることから、この将来像を子ども家庭計画における全体目標とします。

(2) 計画の体系

全体目標である基本構想に掲げた子ども分野の将来像の実現を目的とした計画であることから、上位計画である総合計画、実行計画の施策・事業の単位を基本として、各施策に定めた目指す姿の実現に向けた具体的な取組を、事業ごとに記載しています。(24～26P の体系図参照)

2 子ども家庭計画の施策・事業の体系

施策	事業	主な取組
<p style="text-align: center;">◆ 施策1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実</p>	1 区立児童相談所の設置準備 P30	(1) 区立児童相談所の設置 P30 (2) 開設に向けた人材の育成と確保 P30 (3) 児童相談所システムの導入及び子ども家庭相談システムの再構築 P30 (4) 社会的養育の推進 P30
	2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 P31	(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備 P31 (2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施 P31 (3) 要保護児童及び要支援家庭への支援 P31 (4) 子どもショートステイ事業の実施 P32 (5) 養育支援訪問事業の実施 P32 (6) 子育て世帯訪問支援事業の実施 P32 (7) 児童育成支援拠点事業(要支援児童の居場所)の整備・運営 P32 (8) 要支援家庭を対象とした親子関係形成支援 P33 (9) 見守り強化事業の実施 P33 (10) 児童虐待対策におけるA Iの活用 P33 (11) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 P33 (12) 児童虐待対策等に関する普及啓発 P33
	3 ひとり親家庭支援の充実 P36	(1) ひとり親家庭相談 P36 (2) ひとり親家庭生活支援 P36 (3) 就労自立に向けた資格取得支援 P37 (4) ひとり親家庭実態調査の実施 P37
	4 子どもの貧困対策の推進 P38	(1) 教育の支援 P38 (2) 生活の支援 P38 (3) 親の就労支援 P39 (4) 経済的な支援 P39 (5) 支援につなげる基盤の強化 P40 (6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施 P40
	5 ヤングケアラー支援の推進 P41	(1) ヤングケアラー支援体制の強化 P41 (2) ヤングケアラー実態調査の実施 P41 (3) ヤングケアラー支援事業の実施 P41
	6 子どもの権利擁護の推進 P42	(1) 子どもの権利に関する条例の制定に向けた検討 P42 (2) (仮称)子どもの権利擁護に関する審議会の設置・運営 P42

施策	事業	主な取組
◆施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	1 放課後等居場所事業の実施・充実 P46	(1) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 P46 (2) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 P46
	2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進 P47	(1) 中・高校生の新たな居場所の実施 P47
	3 次世代育成基金の活用推進 P48	(1) 基金を活用した体験・交流事業の実施 P48 (2) 民間からの基金活用事業の提案公募の実施 P48
	4 その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組 P49	(1) 児童館の運営 P49 (2) 子どもプレーパーク事業の実施 P50 (3) 地域子育てネットワーク事業の実施(再掲) P61 (4) 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 P50 (5) 友好都市事業の実施 P50 (6) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 P50 (7) 青少年問題協議会の運営 P50 (8) 青少年善行表彰の実施 P50 (9) 二十歳のつどいの実施 P50
◆施策3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 P54	(1) ゆりかご事業(出産・子育て相談支援事業)の実施～産前・産後の支援 P54 (2) 母子保健医療費助成等による支援 P57 (3) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援 P57
	2 地域における子育て支援体制の充実 P60	(1) 子ども・子育てプラザの整備・運営 P60 (2) 乳幼児親子の居場所の実施 P60 (3) 利用者支援事業の実施 P61 (4) 地域子育てネットワーク事業の実施 P61
	3 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 P62	(1) 子育て応援券事業の実施 P62 (2) ファミリー・サポート・センター事業の実施 P62 (3) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施 P62 (4) 訪問育児サポーター事業の実施 P62 (5) 一時預かり事業の実施 P63 (6) 多胎児家庭支援事業の実施 P63 (7) 地域における子育てグループの活動支援 P63 (8) 子育てを応援する企業・事業者への支援 P64 (9) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営 P64 (10) 子どもの医療費助成 P64 (11) 児童手当の支給 P64
	4 子育てにやさしいまちづくりの推進 P65	(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知 P65 (2) 駅周辺の整備 P65 (3) 街路灯等の整備 P65 (4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施 P65 (5) 災害時子ども安全連絡網の運用 P65 (6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施 P65

施策	事業	主な取組
◆施策4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	1 保育施設等の整備・充実 P68	(1) 保育定員数の確保 P68 (2) 私立幼稚園との連携による保育環境の充実 P68 (3) 区立保育園・子供園の改築・改修 P68
	2 保育の質の向上 P71	(1) 保育施設の巡回指導・訪問等 P71 (2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組 P71 (3) 保育士等の処遇改善・人材確保支援 P71 (4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実 P72
	3 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 P73	(1) デジタル技術を活用した保育サービスの提供 P73 (2) 障害児保育の充実 P73 (3) 医療的ケア児の受入れ体制の充実(再掲) P83 (4) 延長保育の実施 P73 (5) 病児保育室の運営・拡充 P73 (6) 区立保育園における緊急一時保育の実施 P73
	4 学童クラブの整備・充実 P74	(1) 小学校内等への学童クラブの整備 P74 (2) デジタル技術を活用した学童クラブ運営 P74 (3) 特別支援児の受け入れ P74 (4) 医療的ケア児の受入れ体制の充実(再掲) P83 (5) 学童クラブの質の確保のための取組 P75 (6) 放課後等児童支援員等の処遇改善 P75
	5 就学前教育の充実 P76	(1) 就学前教育の調査・研究及び 幼保小連携の充実に向けた研究の実施 P76 (2) 就学前教育を支える保育者の育成 P76 (3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施 P76
◆施策5 障害児支援の充実と 医療的ケア児の支援体制の整備	1 未就学児の療育体制の充実 P80	(1) 障害児の発達相談 P80 (2) 療育支援の充実 P80 (3) 地域支援の充実 P81
	2 学齢期の障害児支援の充実 P82	(1) 学齢期の児童の発達相談 P82 (2) 学齢期の児童への発達支援の充実 P82 (3) 放課後等デイサービス事業所の 開設促進と運営支援 P82 (4) 地域支援の充実(再掲) P81
	3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 P83	(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実 P83 (2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実 P83

第3章の見方 (凡例)

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。

施策と関連のある[SDGs]のゴールを示しています。

施策を推進するに当たり、目指すべき状態や姿を記載しています。

3 施策別の計画内容

施策1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

基本方針
子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを進めて、総合的に児童福祉体制の強化に取り組めます。
また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの権利政策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた適切な支援を行っています。

現状と課題
① 全ての子どもは、適切な養育を受け、様々な成長・発達や自立等が期待される権利を持っており、子どもが自由に意見を言える、意見を聴ける、意見が必要となるに届けられる環境を整備する必要があります。
② 家庭の多様化など社会状況の変化により、子どもが家庭で抱える問題は深刻化しており、今後も当面の間、児童虐待対応件数の増加が懸念されます。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待の未然防止に向けた取組はもろもろのこと、重点化を図り、迅速な対応と専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。
③ ひとり親は、子育てと生計の両方という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、生活、収入、子どもの養育等、様々な生活の面で困難に直面することがあります。家庭環境は安定することなく、子どもも親も安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた支援を行っていく必要があります。

支援を必要とする子どもや家庭への支援が充実し、強化され、子どもの権利の利益を実現する社会づくりが進んでいます。

- 法的介入など専門性の高い機能を持つ区立児童相談所の強化が図られ、これまで以上に迅速かつ的確な対応が実施されています。
- 子育てや育ちなどの生活に関与する様々な仕組みが導入し、ひとり親家庭や個々の状況に応じた自立した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

SDGsのゴールとの関係

施策別の関係

- 1 区立児童相談所の整備・充実
- 2 子ども支援センターの整備・機能強化
- 3 ひとり親家庭支援の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進
- 5 ヤングケアラー支援の推進
- 6 子どもの権利保護の推進

指標名	現状値	目標値
		各 (2024年度) 9 (2027年度) 12 (2030年度)
A 児童虐待に関する相談・通告対応率 (3年度)	100%	100%
B 子育て支援員(児童福祉司)の1人1人に対する区立児童相談所との連携強化による対応した子どもの割合 (3年度)	100%	100%

全体目標、目指す姿の達成に向け必要となる事業です。

施策指標の現状値と目標値です。目標値は、総合計画の計画最終年度まで、3年ごとに記載しています。

事業の具体的な内容です。実は、実行計画事業です。

2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

区内13地区(戸町、原町、高井町)に子ども家庭支援センターを整備し、身近な地域における総合的な相談・支援体制の充実を図ります。さらに、子どもと関係する関係機関(19庁)との連携体制を強化するため、関係機関との連携体制を強化してまいります。

主要取組と内容

- ① 「総合型子ども家庭支援センター」の整備
身近な地域における、より機動的で幅広い相談・支援体制の構築に向け、平成31年(2019年)4月に高井町地域、令和4年(2022年)4月に原町地域に子ども家庭支援センターを整備しました。今後、令和5年(2023年)4月に戸町地域を整備するとともに、現在の杉並子ども家庭支援センターは、各地域センターを統括するマネジメントする基幹型センターとして位置づけ、機能強化を図っていきます。
- ② 子ども家庭支援センター機能事業の実施
子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」での相談支援や、専門相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。
 - ① ゆうラインの実施
大人だけでなく、子ども自身も相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面談等により、子育てや育ち・児童虐待等に関する悩みを相談するとともに、相談に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。
 - ② 専門相談の実施
精神科医、臨床心理士による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援を行います。
- ③ 居宅訪問型児童相談所(児童相談所)の整備
妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期対応、高リスク事例への対応を進めます。
 - ① 妊娠・出産期からの支援
妊娠・出産の過程や、すこやかな赤ちゃんの誕生、産後ケア事業、医療機関との連携等を通じて、特定妊産婦への妊娠・出産期からの相談・対応のための支援を行います。
 - ② 産後ケア事業、産後ケア事業の充実
児童や産婦、乳児、関係機関からの育児に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察等関係機関との役割分担の下、保護者や関係機関との連携、支援サービスの提供、関係機関との連携等による各家庭の状況に応じた、個別に合わせた適切な支援を実施します。
 - ③ 産後ケア支援センター事業の実施
心身の不調や育児不安などから精神的な支援が必要な親の母子に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の取得等を行うため、医療機関等におけるショートステイ・アウトプット型による産後ケア事業を実施します。

- ④ グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施
育児に自信が持てない、実際に虐待を受けている母親たちが、専門家の助言を受けながら自らのかかわりを高める「グループカウンセリング」や、子育てに誇りや自信の回復につながる「親子関係の改善や維持予約」を行います。
- ⑤ 児童の家庭復帰への支援
一時保護や施設から児童が復帰した家庭に対し、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、相談や生活支援等の実施により、必要な支援を行います。
- ⑥ 子育て支援員(児童福祉司)の活用(通称:ハロー-1なみかけ相談)の実施
子育て支援員(児童福祉司)の活用を促進し、子育て支援サービス等を受けていない(非認知層等)の児童を子ども家庭支援センター等の職員が把握し、個々の状況に応じた子育て支援サービスの提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て支援員(児童福祉司)活用事業」を実施します。
- ⑦ 子どもショートステイ事業の実施
保護者が育児困難や疾病等で一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、区内の児童養護施設等に預け入れ、養育を行います。
 - ① 子どもショートステイ事業
保護者が病気、出産などで一時的に児童(0歳から12歳)を養育できない場合に、区内の児童養護施設等に預け入れ、養育を行います。
 - ② 児童養護施設を社会とした子どもショートステイ事業
保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設、乳児院において児童(0歳から18歳未満)を預かり、施設児童への生活指導や看護・行動指導とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と養育の回復を図ります。
また、より家庭的な環境において子どもの育ちを促すため、区内の養育(児童)家庭における預かり事業を令和6年度(2024年度)から新たに実施します。
- ⑧ 養育支援員事業の実施
養育支援が特に必要な家庭に専門相談員(医師、保健師、保育士、心理士、精神科保健師)と連携し、養育に関する相談対応を行います。
- ⑨ 子育て支援型相談支援事業の実施
家事・育児に付随して不安や悩みを抱える子育て家庭等に相談し、家事・育児等の支援や保育園等の選定支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整えるための支援を行います。
- ⑩ 児童養護施設等児童相談所(児童相談所)の整備・充実
家庭における養育環境の課題をいかに、不登校等により、家庭や学校の居場所から感じている養育困難、児童相談所の相談窓口で子どもを介抱した居場所を整備し、子どもが安心して過ごすことのできる環境の整備に向けて取り組んでいます。

第4章子ども・子育て支援事業計画の関連事業名と掲載ページを記載しています。

主な取組と内容を記載しています。実行計画事業に定めた取組以外の関連する取組を含みます。

3 施策別の計画内容

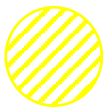
施策1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

基本方針

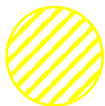
子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

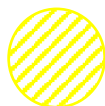
現状と課題



すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言える、意見を聴ける、意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。



家庭の形の多様化など社会状況の変化により、子どもや家庭の抱える問題は複雑化しており、今後も当面の間、児童虐待対応件数の増加が見込まれます。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待の未然防止に向けた取組はもちろんのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。



ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。家庭環境に左右されることなく、子どもも親も安心して生活できるよう、各家庭の状況に合った支援を行っていく必要があります。

目指す姿

- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 法的介入など専門性の高い機能を持つ区立児童相談所※1 が設置され、これまで以上に迅速かつ的確な児童虐待対応が実施されています。
- 子育てや就労などのきめ細かな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

SDGsのゴールとの関係



施策を構成する事業

事業 1
区立児童相談所の設置準備

事業 2
子ども家庭支援センターの整備・機能強化

事業 3
ひとり親家庭支援の充実

事業 4
子どもの貧困対策の推進

事業 5
ヤングケアラー支援の推進

事業 6
子どもの権利擁護の推進

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 児童虐待に関する相談・通告対応率	100% (3年度)	100%	100%	100%
B 子育て寄り添い訪問事業（ハロー！なみすけ訪問）により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	100% (3年度)	100%	100%	100%

○指標説明 A ソーシャルワーク ※2 実施件数÷要保護児童等新規受理件数

B 安全確認及び支援につなげた子ども÷乳幼児健康診査未受診・保健福祉サービス等を利用していない子ども

※1 児童相談所：児童福祉法に基づいて設置され、児童に関する様々な相談に応じ、必要な調査・診断をもとにした援助方針の下、児童・保護者・関係者に対し、指導、措置等の援助を行う施設。平成28年（2016年）6月の児童福祉法改正により、特別区においても設置が可能になった。

※2 ソーシャルワーク：支援が必要な子ども、家庭に対し、他の行政サービスや地域資源を活用しながら当事者に寄り添い、課題解決へ支援を実施すること。

区立児童相談所の設置準備 実

事業 1

子どもの命を守るための児童虐待対策を、これまで以上に迅速かつ確に実施するため、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所の開設に向けて、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行うとともに、施設整備のほか、社会的養育※1の推進など、設置に向けた準備を着実に進めていきます。

主な取組と内容

(1) 区立児童相談所の設置

児童虐待の通告・相談件数が増加する中、子育て支援から要保護児童支援まで一貫した児童福祉施策を実現することが、児童虐待防止対策の一層の強化につながるとの認識のもと、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を目指し、施設整備を進めます。

(2) 開設に向けた人材の育成と確保

区立児童相談所の開設に向けて、東京都立や先行設置区等の児童相談所への派遣研修など、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行います。

また、子どもの権利を尊重する地域社会を実現するためには、区民・関係団体・区職員が子どもアドボカシー※2について理解を深める必要があるため、児童相談所に配置予定の職員及び区立児童相談所と連携する区内児童養護施設等職員に対して、子どもアドボカシーに関する研修を行い、現場での実践に備えて知識を習得できる機会を設けます。

(3) 児童相談所システムの導入及び子ども家庭相談システムの再構築

区立児童相談所の開設に向け、区が新たに実施する子どもの一時保護や里親委託、施設入所に伴う負担金の管理などの事務について、効率的な事務処理と適切な個人情報管理を行うため、新たに児童相談所システムを導入します。

また、子ども家庭支援センターと区立児童相談所との情報連携、援助要請、協力依頼等の連絡・調整事務を効率的に行うため、子ども家庭支援センター及び保健センターで利用している子ども家庭相談システムの再構築を行い、迅速な児童虐待対応の実現につなげます。

(4) 社会的養育の推進

東京都と連携して養育(里親)家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及に努めるとともに、区内の児童養護施設や養育家庭との懇談会を実施し、社会的養護に関する関係機関等との連携を進めます。

※1 社会的養育：虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること。

※2 子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと。

子ども家庭支援センターの整備・機能強化 実

事業 2

区内3地域（高円寺、荻窪、高井戸）に子ども家庭支援センターを整備し、身近な地域におけるきめ細かな相談・支援体制の充実を図ります。さらに、子どもと家庭に関する相談窓口「ゆうライン」の受付時間を拡充するほか、要支援家庭への支援策を拡充し、児童相談体制の強化を図ります。

主な取組と内容

(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備

身近な地域における、より機動的できめ細やかな相談・支援体制の構築に向け、平成31年(2019年)4月に高円寺地域、令和4年(2022年)4月に荻窪地域に子ども家庭支援センターを開設しました。今後、令和5年(2023年)4月に高井戸地域に開設するとともに、現在の杉並子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置付け、機能強化を図っていきます。

(2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施

子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」※1での相談支援や、専門相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

①ゆうラインの充実

大人だけではなく、子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。

②専門相談の実施

精神科医、臨床心理士による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援を行います。

※1 ゆうライン：杉並子ども家庭支援センターに設置した、電話又は来所による子どもと家庭に関する相談窓口

(3) 要保護児童及び要支援家庭児童への支援

妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期対応、高リスク事案への対応を進めます。

①特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問事業、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

②要保護児童、要支援児童への支援

児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整など、当該児童及び家庭への適切な支援を実施します。

③要支援家庭産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の取得等を図るため、医療機関等におけるショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケア事業を実施します。

(3) 要保護児童及び要支援家庭への支援

④グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいる母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

⑤児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭に対し、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、訪問や各種支援事業の活用により、必要な支援を行います。

⑥子育て寄り添い訪問（通称：ハロー！なみすけ訪問）の実施

保健・福祉サービス等を受けていない未就園児等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育て支援サービスの情報提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て寄り添い訪問事業」を実施します。

(4) 子どもショートステイ事業の実施

→105P 子ども・子育て支援事業計画（子育て短期支援事業）

保護者が育児疲れや疾病等で一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、区内の児童養護施設等で預かり、養育を行います。

①子どもショートステイ事業

保護者が病気、出産などで一時的に児童（0歳から12歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。

②要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童（0歳から18歳未満）を預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。

また、より家庭的な環境において子どもの預かりを行なうため、区内の養育（里親）家庭における預かり事業を令和5年度（2023年度）から新たに実施します。

(5) 養育支援訪問事業の実施

→106P 子ども・子育て支援事業計画（養育支援訪問事業等）

養育支援が特に必要な家庭に専門相談員（助産師、保健師、保育士、心理士、精神保健福祉士等）が訪問し、養育に関する相談対応を行います。

(6) 子育て世帯訪問支援事業の実施

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家事・育児等の支援や保育園等の送迎支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整えるための支援を行います。

(7) 児童育成支援拠点事業（要支援児童の居場所）の整備・運営

家庭における養育環境の課題やいじめ、不登校等により、家庭や学校に居場所がないと感じている要保護・要支援家庭の学齢期以降の子どもを対象にした居場所を整備し、子どもが安心して過ごすことのできる環境の提供に向けて検討を進めます。

(8) 要支援家庭を対象とした親子関係形成支援

子どもとの関わり方について悩みや不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義やグループワーク等を内容とした、ペアレント・プログラムを実施します。併せて、支援者を育成するための講習等も実施するなど、親子関係の形成に向けた支援を行います。

(9) 見守り強化事業の実施

要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守りを強化します。

(10) 児童虐待対策におけるA Iの活用

児童虐待対応件数の増加とともにケースの困難性が増している中、児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進していくためには、これまで以上に迅速かつ的確に対応することが重要であるため、相談・通告事案に対する緊急性の判断や、要保護・要支援児童に対する支援方針の策定をサポートするA I（人工知能）の活用について検討を進めます。

(11) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組を示した児童虐待対応マニュアルを作成し、広く区内の関係機関に配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化します。

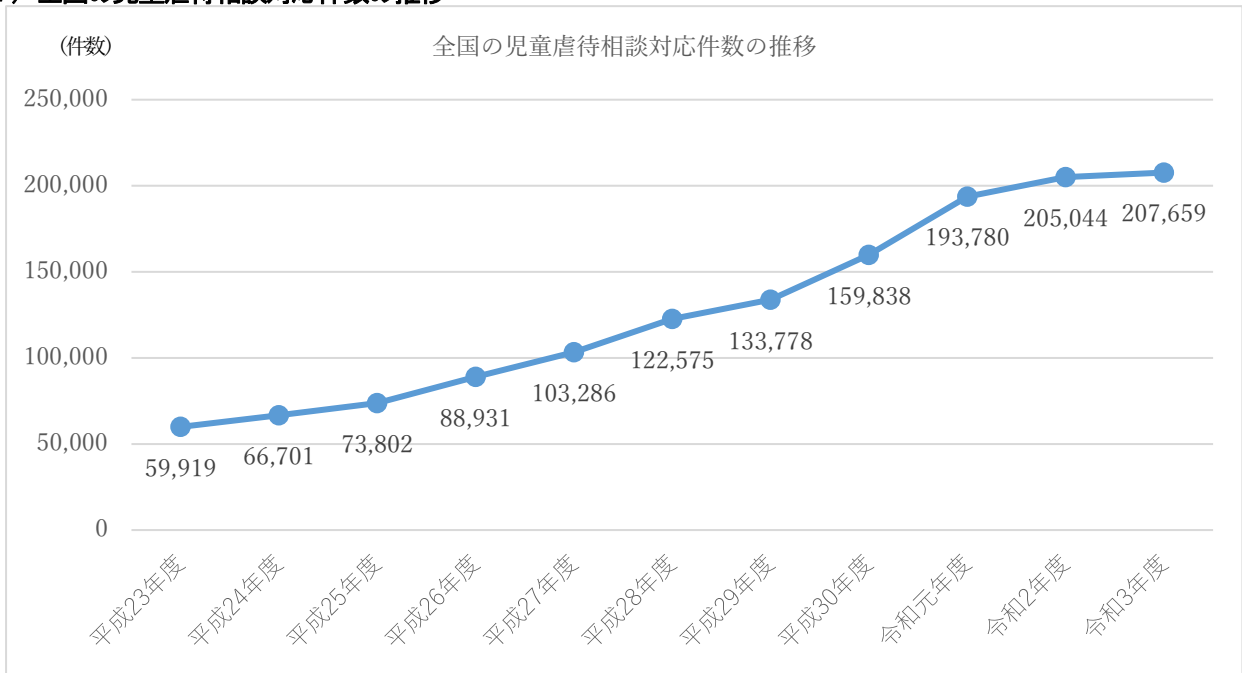
(12) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や区広報・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。

○児童虐待件数の推移

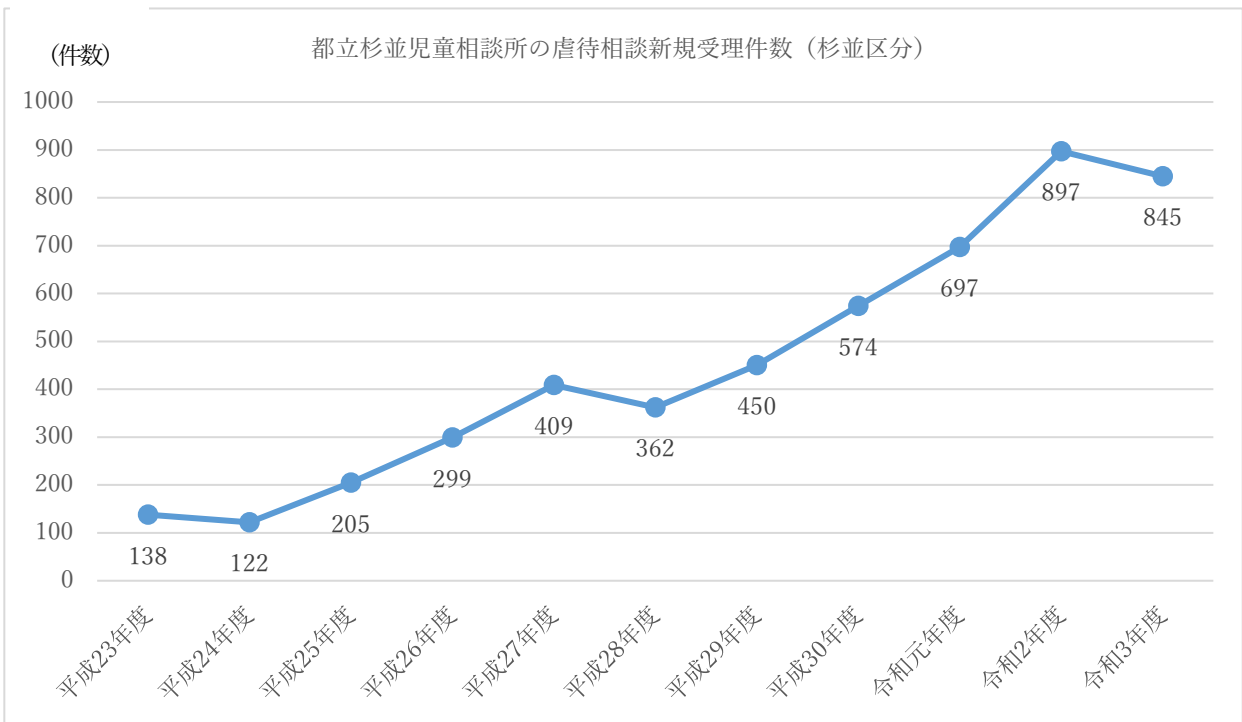
国の虐待相談対応件数は増加しており、この10年間で約3.5倍の件数になっています。

(1) 全国の児童虐待相談対応件数の推移



出典：厚生労働省作成

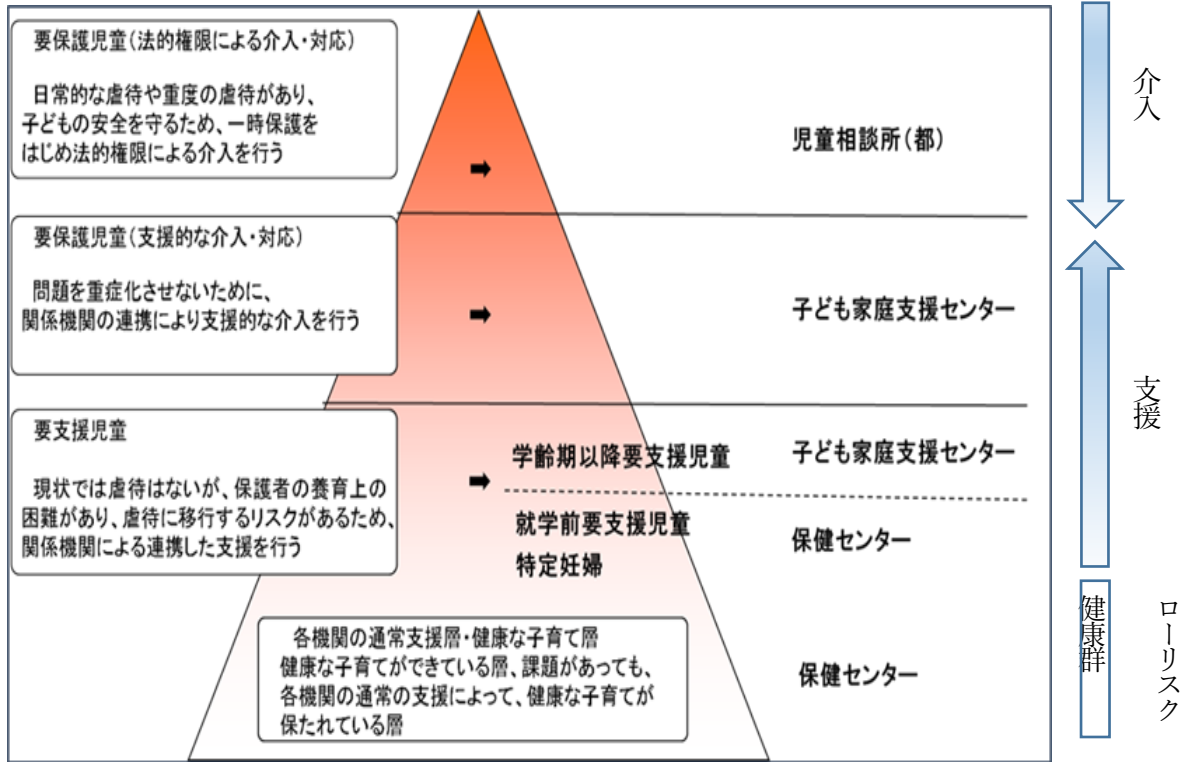
(2) 都立杉並児童相談所の虐待相談新規受理件数（杉並区分）の推移



出典：東京都杉並児童相談所作成・「2022年（令和4年度）版 事業概要」より。
 ＊令和2年度（2020年度）数値から、特別区児童相談所分を含む。

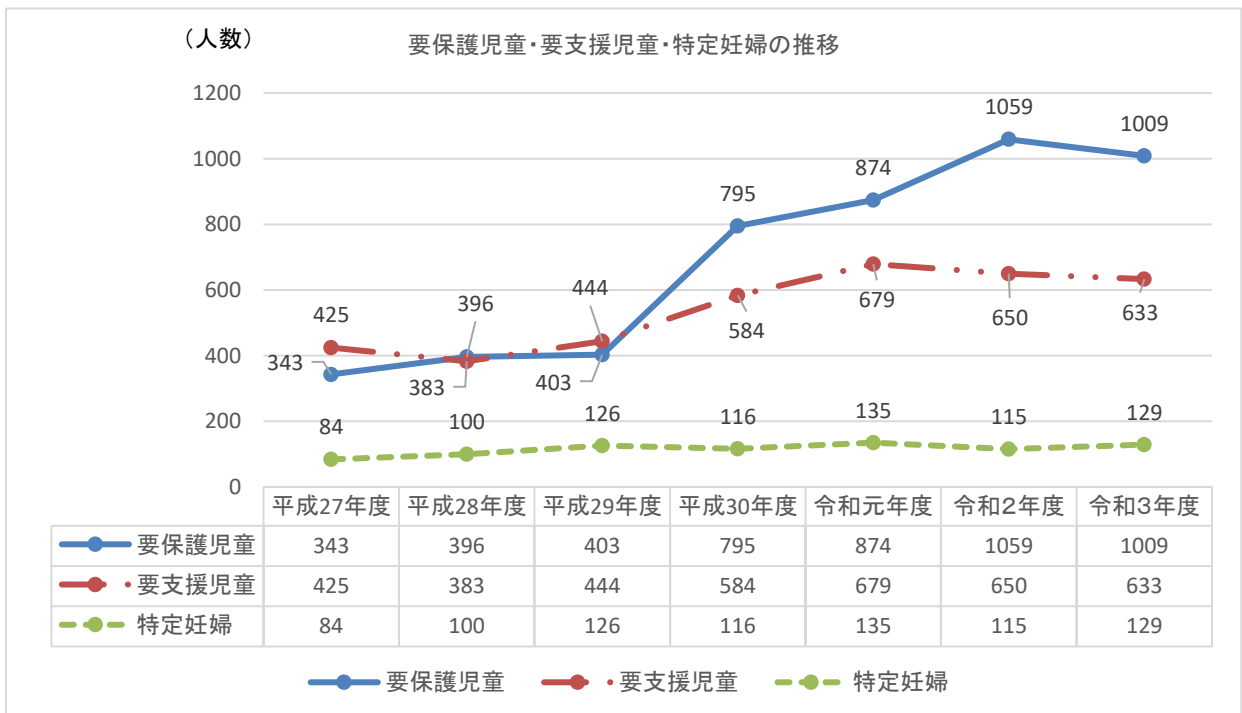
○杉並区要保護児童・要支援児童・特定妊婦の支援

区では、特定妊婦・就学前の要支援児童を保健センターが支援し、就学後の要支援児童・要保護児童は子ども家庭支援センターが支援をします。なお、法的権限による介入が必要な児童の対応は児童相談所が行います。



○杉並区要保護児童・要支援児童・特定妊婦の推移

令和3年度(2021年度)の要保護児童・要支援児童・特定妊婦の新規受理件数は、平成27年度(2015年度)に比べて約2倍の数になっています。区においても特定妊婦・要支援児童・要保護児童の件数が増加しています。



出典：杉並区データ

ひとり親家庭支援の充実 実

事業 3

支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるように、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えています。

主な取組と内容

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえた上で、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、関係機関と連携した相談支援を行うとともに、支援制度を周知します。

①相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

②情報提供の充実

ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。

(2) ひとり親家庭生活支援

ひとり親家庭が、地域で安定した生活が送れるよう、子育てや生活に対する支援を行います。

①ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親が就労、就職活動または修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。

②休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭に休養の機会と場を提供するため、区が契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

③児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給するほか、医療費の助成を行います。

④養育費確保支援事業の実施

養育費の継続した履行確保を図るため、民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に、保証契約締結費用及び公正証書作成等費用を助成します。

⑤東京都母子及び父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の親に対する経済的自立の助成と、児童の福祉を推進するため、修学資金など必要な資金の貸付を行います。

(2) ひとり親家庭生活支援

⑥母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行います。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護の対応をします。

⑦区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施

区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。

また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者に対して、居住支援協議会で行っている「高齢者等アパートあっせん事業」により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。

(3) 就労自立に向けた資格取得支援

ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、それぞれの状況に合わせた就業支援を充実するとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を行います。

①自立支援プログラムの策定

児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労支援を行います。

②高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親家庭の親が、看護師・保育士等の就業に結びつきやすい資格を取得するために修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、入学金の負担軽減のため、修了後に給付金を支給します。

③自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就労に役立てるため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講費用の一部を支給します。

④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親又は20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

⑤就業支援専門員による相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて就職・能力開発に関する相談を実施し、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

(4) ひとり親家庭実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を5年に1回、定期的に調査把握し、実態を踏まえた支援策の充実等について検討します。(前回は令和2年度(2020年度)に実施)

子どもの貧困対策の推進 実

事業4

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

主な取組と内容

(1) 教育の支援

学校教育においては、就学前教育から義務教育に至るまで、全ての子どもが家庭等の環境に関わらず、等しく教育を受け、生涯にわたり学習する基礎を培うことができるよう取り組みます。加えて、次のとおり、多角的な教育の支援を実施します。

①学力向上の支援

子どもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会の連携により実施する小・中学生パワーアップ教室のほか、学校毎に学校支援本部等による補習活動を行い、つまづきや学び残しの解消を支援します。また、生活困窮者世帯等に対する子どもの学習支援・居場所事業や塾代助成を実施します。

②教育相談等

子どもの情緒や発達上の悩み、不登校などの教育相談をきめ細やかに行い、全小中学校に配置したスクールカウンセラーと連携しながら、学校生活や教育環境等の改善・充実を支援します。これらの支援に当たっては、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関等と連携した支援を行います。

③教育費の負担軽減

家庭の所得水準にかかわらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育にかかる教材や移動教室に要する経費の一部を公費で負担します。また、私立の幼稚園・認証保育所等に通園する児童の保護者に対し、所得に応じて保育料等を補助するほか、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等、学校で必要な費用の一部を支給します。

(2) 生活の支援

困難を抱えている子ども・若者、家庭を、母子保健や居場所事業など様々な場面で把握し、適切な支援や見守りにつなげるため、妊娠期から成人期までの切れ目ない支援を行います。

①子ども・保護者の健康づくり

ゆりかご面接・すこやか赤ちゃん訪問、妊産婦・乳幼児の健康診査、成人健康診査等全ての乳幼児、保護者を対象とした事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努め、産後ケアや養育支援訪問事業、保護者のこころの相談等、親子の心身の健康づくりに取り組みます。

(2) 生活の支援

②子ども・保護者の居場所づくり・交流機会の提供

乳幼児親子の社会的孤立を防ぐため、つどいの広場事業や児童館におけるゆうキッズ事業、子ども・子育てプラザの運営等により、地域とつながる機会を創出します。また、子どもたちが、地域の大人などによる見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、遊び・学習等を行う放課後子ども教室、放課後等居場所事業等により、多様な居場所づくりに取り組みます。さらに次世代育成基金を活用し、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自然・文化・芸術・スポーツなど、国内外の様々な体験・交流事業へ参加できる機会を提供します。

③若者の就労支援

就労支援を希望するおおむね 15 歳以上の若者等に対して、就労準備相談などの事業により就労を支援します。

④生活困窮世帯等への生活支援

生活に困窮する保護者等に対して、自立に向けた相談や家計改善の相談を、ひとり親に対して、家事援助ヘルパーの派遣等を行うなど、家庭への適切な支援を行います。

(3) 親の就労支援

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所・学童クラブの整備等に取り組んでいます。また、生活に困窮する世帯の保護者に対して、自立支援のための計画の策定やハローワークと連携した就労相談を行うほか、経済的・社会的に不安定な状況に置かれることの多いひとり親家庭に対しては、自立支援給付金事業等により、安定した就業につながる資格取得の支援など、就労機会の拡大に努めています。

(4) 経済的な支援

生活に困窮する世帯を経済的に下支えするため、各種手当等の支給や生活資金の貸付け等を行い、子どもの健全な養育環境の確保につながる取組を進めています。

①手当等の支給

児童手当や児童扶養手当などの給付、医療費の助成、保育料等に対する補助等により、子育てに係る経済的な負担を軽減します。

②東京都母子及び父子福祉資金の貸付

一時的に生活資金が困窮したひとり親世帯でも安定した生活が保てるよう、都の母子及び父子福祉資金の貸付け等を行います。

③生活保護受給者への支援

生活が困窮する方に、その困窮の程度に応じて必要な保障を行い、相談しながら、自立を助長していきます。

④住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労の自立を図ります。

(5) 支援につなげる基盤の強化

必要な支援につなげるため、社会福祉協議会が支援する杉並子ども食堂ネットワーク等を活用して、子ども食堂等、子どもの貧困対策に資する取組を行う団体の相互連携を支援します。併せて、区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」を段階的に整備し、身近な地域において、より機動的できめ細やかな相談・支援体制を構築し、早期の支援につなげています。

①早期の支援に向けた相談機能の連携の強化

住民税・国民健康保険料等の納付や子育ての相談時における聞き取り内容などから、必要に応じて「くらしのサポートステーション」など、生活に関する困りごとの相談機関等を案内するなど、早い段階で支援につながるよう取組を強化します。

②子ども食堂等を支援する体制の構築

民間で取り組む子ども食堂等の団体間の連携を推進します。また、杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業所による活動支援を後押しする仕組みづくりに取り組みます。

③「地域型子ども家庭支援センター」の整備

身近な地域で、支援が必要な家庭に対する相談等支援の充実を図るため、地域に子ども家庭支援センターを整備し、関係機関との連携のもと、機動的できめ細かく対応できる体制を整えます。

(6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施

これまでの子どもの貧困に関する取組の成果や、現在の貧困状況を客観的に把握し、都や他の自治体と比較分析を行うことを目的に、実態調査を実施します。

ヤングケアラー支援の推進 実

事業5

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、必要な支援を行っていくほか、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気付き、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。

主な取組と内容

(1) ヤングケアラー支援体制の強化

ヤングケアラーの支援強化に向けて、子ども、障害、高齢、教育の各分野で構成するプロジェクトチームにおいて組織横断的な検討を進めるとともに、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めます。

(2) ヤングケアラー実態調査の実施

潜在的なヤングケアラーを把握するため、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野の関係機関に研修を実施するとともに、区の実態把握に向けた調査を実施します。
なお、調査に当たってはヤングケアラー当事者の目線からの提案・知識を取り入れ、効果的な支援につなげます。

(3) ヤングケアラー支援事業の実施

実態調査の結果等に基づき、ヤングケアラー当事者が組織する民間事業者等との連携を図りながら、効果的な支援策を構築します。

？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



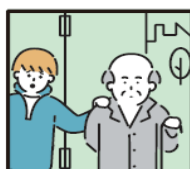
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：厚生労働省ホームページ

子どもの権利擁護の推進 実

事業 6

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるようにしていきます。

主な取組と内容

(1) 子どもの権利に関する条例の制定に向けた検討

子どもの権利擁護を推進するため、権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどについて、区民や有識者、子どもたちからの意見聴取を行いながら検討を進めます。併せて、「子どもの権利」に関する理解を促進するため、効果的な普及啓発についても検討を行います。

(2) (仮称) 子どもの権利擁護に関する審議会の設置・運営

条例の検討に当たっては、区民、有識者等により構成される審議会を新たに設置し、杉並区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら進めます。

子どもの権利条約とは（*日本ユニセフホームページから抜粋）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」4つの原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

基本方針

子どもたちが安心して自由に過ごすことができるよう、放課後の小学校などを活用した居場所を確保していきます。

また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

現状と課題



子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるような居場所の充実が求められています。



子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

目指す姿

- 子どもたちが安全・安心に過ごせる場所が整備されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができます。

SDGsのゴールとの関係



施策を構成する事業

事業 1
放課後等居場所事業の
実施・充実

事業 2
中・高校生の
新たな居場所づくりの推進

事業 3
次世代育成基金の活用推進

事業 4
その他の子ども・青少年の
健全育成支援の取組

(再掲事業) **事業 5**
学童クラブの整備・充実
➔ 施策 4 事業 4 (74P)

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024)年度	9 (2027)年度	12 (2030)年度
A 放課後等居場所事業※1 利用者の満足度	— (3年度)	85.0%以上	85.0%以上	85.0%以上

○指標説明 A 放課後等居場所事業の利用者アンケート結果

※1 放課後等居場所事業：放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

放課後等居場所事業の実施・充実 実

事業 1

小学生の居場所として学校施設を活用した放課後等居場所事業について、子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら地域の中で健やかに育つことができるよう、学校や学校関係者等の地域住民と連携し、放課後等居場所事業における体験活動や多世代間交流のプログラムを充実していきます。

また、一部の実施校において、学校休業日（土曜日を除く）の実施時間の拡充を試行的に実施するなど放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。

なお、今後の放課後等居場所事業については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

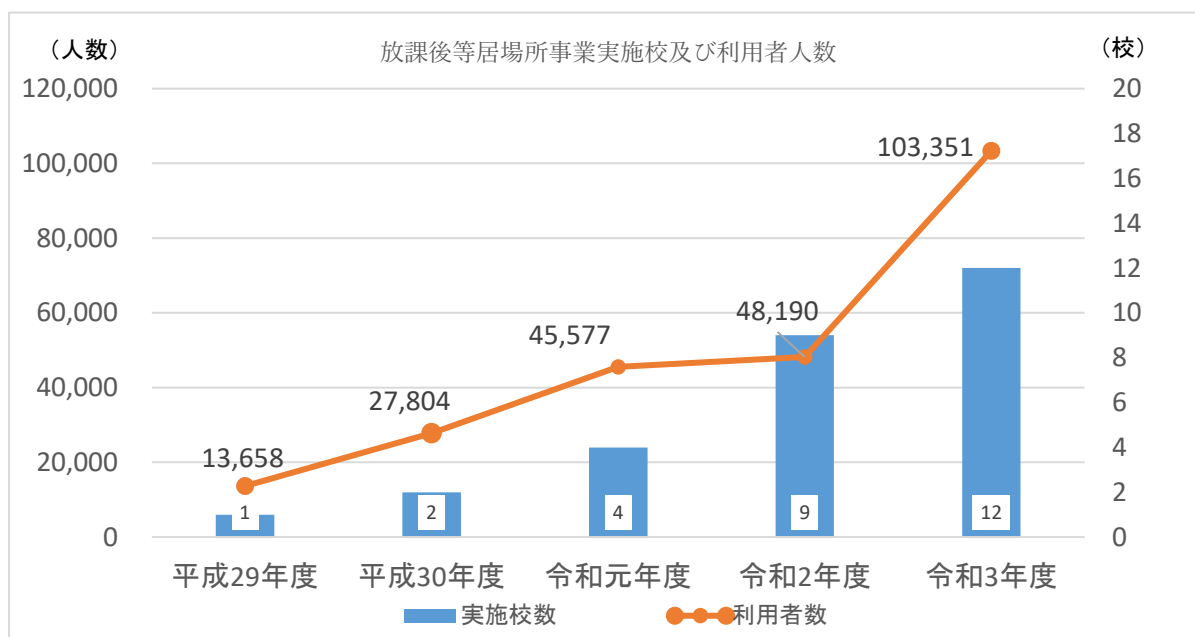
主な取組と内容

(1) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施

放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供する放課後等居場所事業を実施し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施にあたっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体との連携・協働による事業運営を進めます。

(2) 小学生の放課後等居場所事業の拡充

一部の実施校において、学校休業日（土曜日を除く）の実施時間の拡充を試行的に実施するなど、放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。



出典：杉並区データ

中・高校生の新たな居場所づくりの推進 実

事業 2

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設での利用状況等を踏まえ、令和6年度(2024年度)中に開設予定の高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設における準備を進め、中・高校生が日常的に集い、交流することができる新たな居場所づくりを推進します。

なお、今後の中・高校生の新たな居場所づくりについては、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

主な取組と内容

(1) 中・高校生の新たな居場所の実施

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設において、ラウンジ内に中・高校生優先利用スペースを設けるなど、地域の中での中・高校生の居場所の一つとなるよう取り組んでいます。



コミュニティふらっと永福 (ラウンジ) / ヤングアダルト書棚

次世代育成基金^{※1}の活用推進 実

事業 3

子どもが将来の夢に向かって健やかに成長できるよう、基金を活用して様々な体験・交流事業への参加機会を提供します。また、基金の趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進します。

主な取組と内容

(1) 基金を活用した体験・交流事業の実施

次代を担う子どもたちが、広く社会に関心を持ち、将来の夢を抱いて夢に向かって健やかに成長することができるよう、異なる国や地域の自然・文化・芸術に触れる機会や、スポーツ交流などの様々な体験事業への参加を、次世代育成基金を活用して支援します。

(2) 民間からの基金活用事業の提案公募の実施

民間事業者から広く基金活用事業を募り、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出していきます。



子どもたちに思いを託し、基金を支える

寄附者

個人・企業、区内・区外を問わず、
多くの方々に基金の活用をご期待いただき、
ご支援いただいております。

次世代育成基金は
子どもたちを支える大きな力です。

子どもたちを支え、次代に繋ぐ

大人

希望に満ちた地域や社会を創るために
自らが経験してきた体験や想いを財産として
次代を担う子どもたちに引き継いでいきます。

その手段の1つが次世代育成基金です。

杉並区次世代育成基金

次代を担う子どもたちが将来の夢に向かって健やかに成長できるように支援するための区独自の仕組みです。

【寄附総額】8,976件 1億5,223万8,016円(令和3年度末)

子どもたちに様々な体験の機会を提供する

基金活用事業

日常の学校生活では得られないような体験・交流の機会となる様々な事業を、
区とNPO団体等の民間団体がそれぞれ主催し、毎年実施しています。

次世代育成基金を活用することで、
参加者の経済的負担を
最小限に留めることができます。

次代をつくる未来を生きる

子ども

基金活用事業に参加することで、様々な体験をし、
世代を超えた多くの人々と交流しながら、
自分の可能性を広げ、夢や目標を見つけたいです。

次世代育成基金は
自分の力で未来を切り拓ける
子どもを育みます。

※1 次世代育成基金：次代を担う子ども・青少年の国内外の交流やスポーツ、文化、芸術などの事業への参加を支援するための基金

その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

事業4

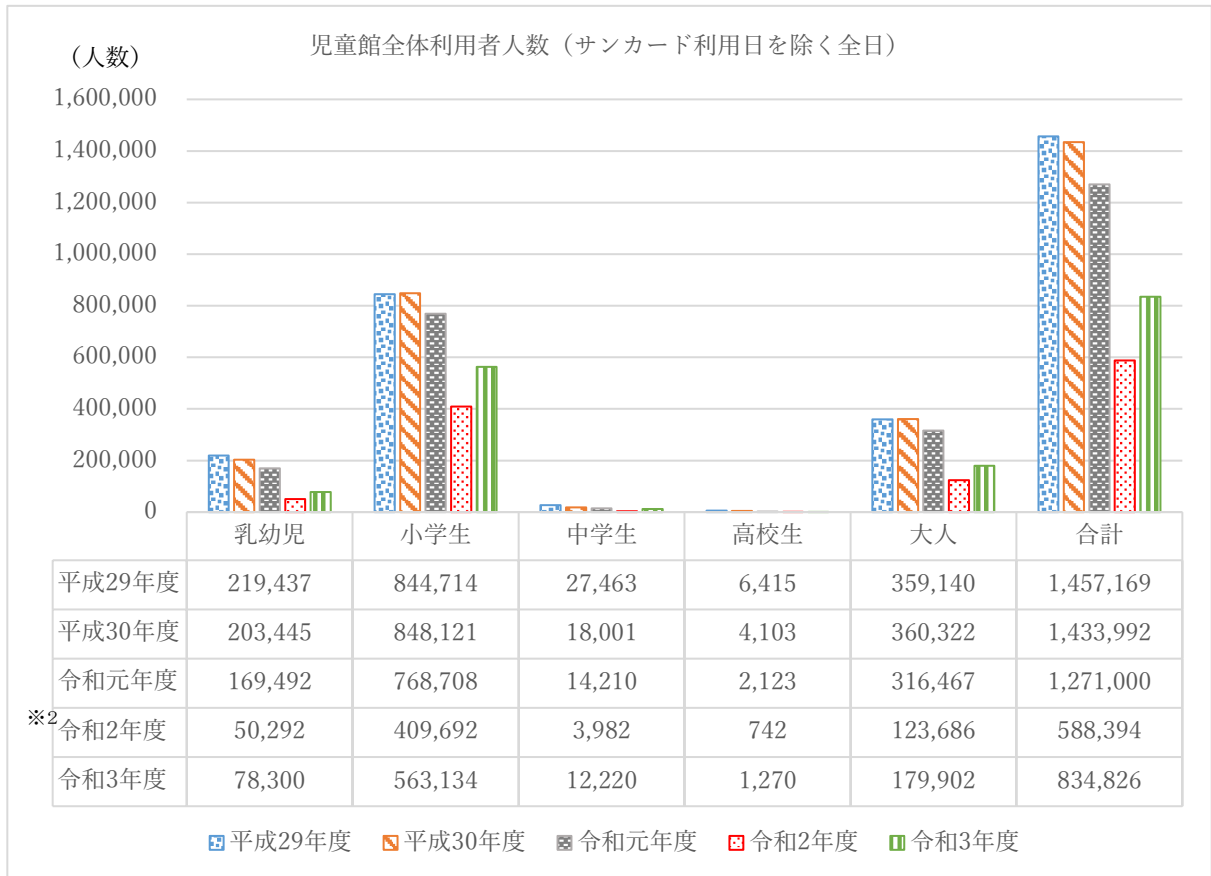
子どもたちが自主性・社会性・創造性等を高めながら健やかに成長できるよう、児童館の運営やプレーパーク事業の実施等を通じて、子ども・青少年の健全育成支援に取り組みます。

主な取組と内容

(1) 児童館の運営

児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加や、自主的な活動等を通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。また、全ての児童館で、あらかじめ登録した小学生が、放課後に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度を実施します。

○児童館利用者数（サンカード利用日※1を除く全日）



※1 サンカード利用日は、親子・グループ・団体による自主利用の日で、子どもだけの利用はできません。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月以降、新しい運営様式に基づき運営を実施しています。

出典: 杉並区データ

(2) 子どもプレーパーク事業の実施

区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや想像力を活かし、自由に遊びを創り出すことができる「プレーパーク事業」を実施します。

(3) 地域子育てネットワーク事業の実施（再掲→61P）

(4) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実

児童青少年センター（ゆう杉並）は、中・高校生を主な利用者として、多様なニーズに応えるとともに、自主的な活動への支援を行うことを目的として、平成9年(1997年)に設置したものです。今後も、中・高校生世代がより利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者等の意見を聴きながら、運営の充実を図ります。

(5) 友好都市事業の実施

次世代育成基金活用事業として、杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学4～6年生を対象とした子ども交流会を実施します。

(6) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進

青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。

(7) 青少年問題協議会の運営

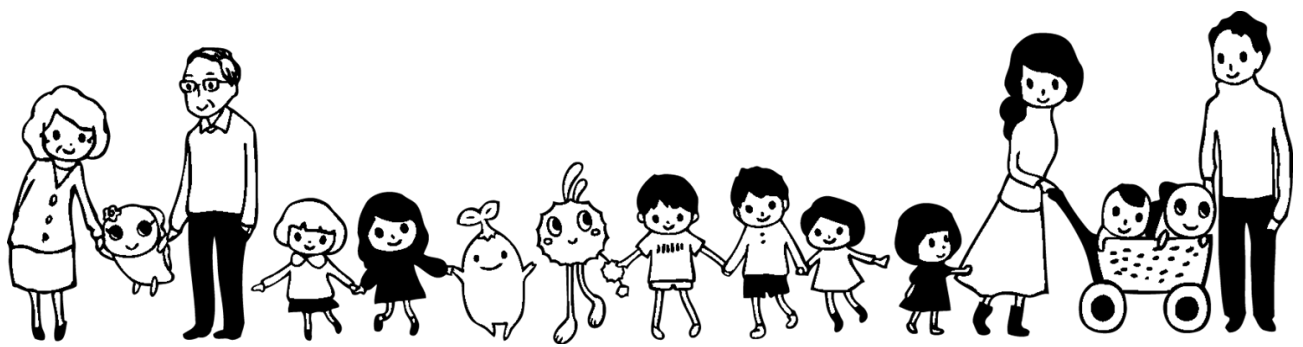
青少年問題に関する区の施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図るために設置した区長の附属機関である青少年問題協議会を運営します。

(8) 青少年善行表彰の実施

模範となる善い行いをした青少年を表彰し、日常的に善行に努める気運を高め、青少年の健全育成を図ります。

(9) 二十歳のつどいの実施

二十歳という人生の節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるため、「二十歳のつどい」を実施します。



施策3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本方針

子育て家庭の生活環境の変化に伴い多様化するニーズに対応するため、妊娠から子育て期までの支援を充実させ、きめ細かなサービスを行っていきます。

また、子育てに対する不安感や負担感を軽減することができるよう、身近な地域における子育て支援拠点を中心とした体制の強化を図ります。

現状と課題



不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。



子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細かな取組が求められています。

目指す姿

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。

SDGsのゴールとの関係



施策を構成する事業

事業 1

妊娠から子育て期の
切れ目のない支援の充実

事業 3

子育てを地域で支え合う
仕組みづくりの推進

事業 2

地域における
子育て支援体制の充実

事業 4

子育てにやさしい
まちづくりの推進

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 子育てが地域に支えられていると感じる割合	74.4% (3年度)	79.0%	82.0%	85.0%
B 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.6% (3年度)	98.0%	98.0%	98.0%
C パパママ学級 [※] 受講率	49.8% [※] (3年度)	57.0%	59.0%	60.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績52.3%）

- 指標説明
- A 区民意向調査
 - B 乳幼児健康診査時アンケート
 - C 第一子の出生数に対する受講者数の割合（対象は初産婦）

※1 パパママ学級：初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 実

事業 1

出産・子育て相談支援事業（ゆりかご事業）を通して、妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問などを行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、産前・産後の支援を充実し、妊娠から子育て期の切れ目のない支援を実施します。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費（男性不妊治療費を含む）の一部を助成するとともに、ICTを活用した不妊相談事業を開始し、相談機会の利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

主な取組と内容

(1) ゆりかご事業（出産・子育て相談支援事業）の実施～産前・産後の支援

妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や、保健師等の専門職による相談・支援等を行い、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。また、出産後は保護者が健康で安心して子育てができ、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目のない母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

① ゆりかご面接の実施

妊娠の届出のあった全妊婦に保健師・助産師等の専門職が面接を行い、母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、体調や相談の内容に応じて、その後の育児までを見通した支援プランを作成する「ゆりかご面接」を実施します。面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券（ゆりかご券）」を交付します。（子育て応援券→62P）

さらに、面接後も管轄の保健センターの保健師が妊婦一人ひとりの実情を把握して相談等に応じるなど、不安の多い妊娠初期から切れ目のない支援を行います。

② 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う平日・休日母親学級に加え、保護者で協力して育児をする動機づけを図る平日・休日パパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組みます。

→94P 子ども・子育て支援事業計画（妊婦健康診査事業）

③ 妊産婦健康診査等の実施

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。

④ 産前・産後支援ヘルパー事業の実施（再掲→62P）

⑤ 多胎児家庭支援事業の実施（再掲→63P）

⑥ 産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安がある生後6か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関等への委託により、宿泊や日帰り（個別・少人数）で行う産後ケアを実施します。

(1) ゆりかご事業（出産・子育て相談支援事業）の実施～産前・産後の支援

→95P 子ども・子育て支援事業計画（乳児家庭全戸訪問事業）

⑦すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、各保健センターの保健師が家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携しながら行います。

⑧訪問育児サポーター事業の実施（再掲→62P）

⑨あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動（あそびのグループ）を実施します。その後も必要な場合には、あそびのグループプラスとしてグループ活動を継続し、これらの活動を通して保護者の子どもへのかかわり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。

⑩新生児聴覚検査

新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。聴覚の異常を早期に発見し、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられるよう、適切な治療や支援につなげます。

⑪乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期発見・早期対応し、健全な発育・発達を確認するため乳幼児健康診査（4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を実施するとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。

さらに、3歳児健康診査の視覚検査を充実するなど、健康診査の精度向上を図ります。

⑫育児相談・離乳食講習会等の実施

乳幼児を持つ保護者に対する育児相談を実施するとともに、離乳食の進め方について実践的な講習会を実施し、生涯にわたる健康な身体づくりの基礎としての食の大切さや、健康的な食事の選び方等の支援を行い、食育を推進します。また、日常的にも電話・面談等による相談を行います。

○妊娠届出週数とゆりかご面接の割合

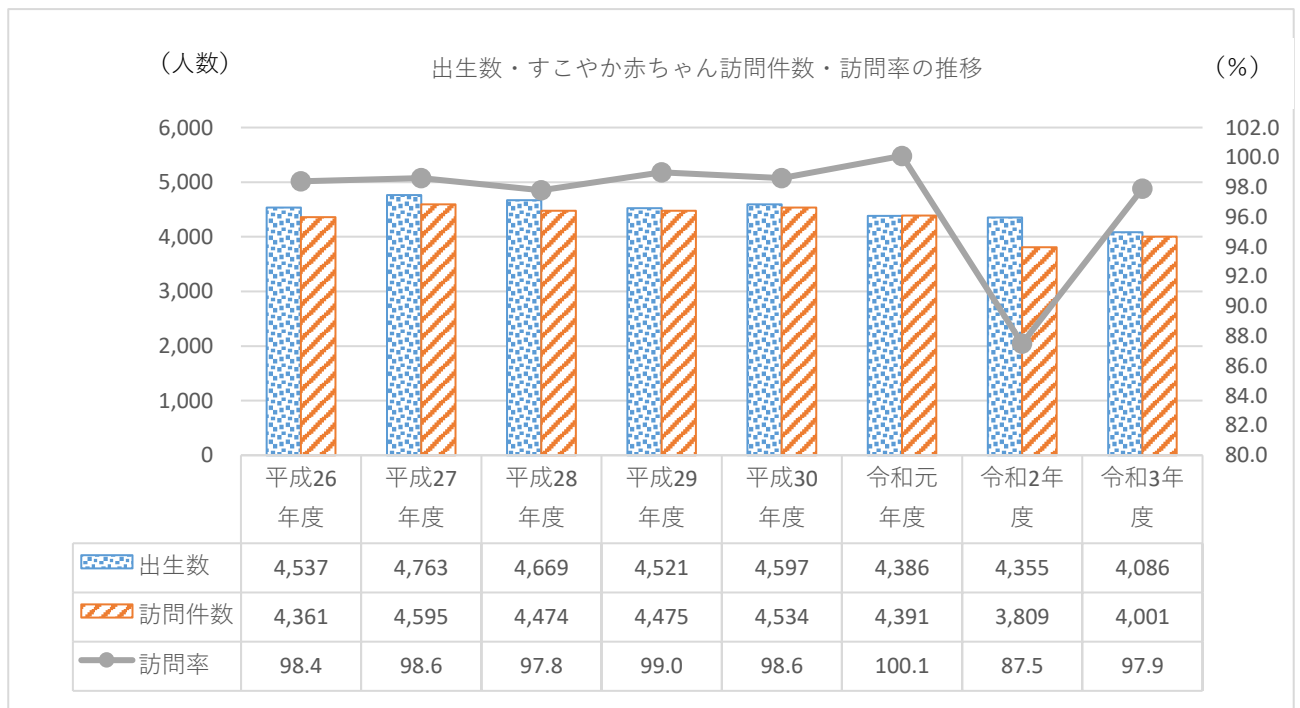
妊娠満11週（3か月）以内に95%以上の妊婦が妊娠の届出をしています。ゆりかご面接は98%以上の面接率となっており、妊娠の届出時からの早期支援を実施しています。

年度	満11週以内の届出の割合	面接率	備考
平成27年度	93.6%	55.7%	平成27年(2015年)12月 全妊婦対象のゆりかご面接開始
平成28年度	93.6%	93.2%	水曜日夜間と土曜日の相談窓口、アウトリーチ開始
平成29年度	94.1%	98.2%	妊娠届出時のゆりかご面接(ゆりかご券交付)開始(サービスのワンストップ化)
平成30年度	94.0%	98.2%	
令和元年度	95.5%	98.4%	
令和2年度	95.7%	98.5%	令和3年(2021年)2月 オンライン面接開始
令和3年度	95.9%	98.9%	

出典：杉並区保健福祉事業概要

○出生数及びすこやか赤ちゃん訪問件数・訪問率の推移

すこやか赤ちゃん訪問率は、高い割合で推移しています。



- ・訪問件数には転入者や杉並区に里帰り中の者を含むため、出生数を超える場合があります。
- ・令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大のため訪問率が低下していますが、保健師等の電話などによる状況確認を行い全家庭の状況を把握しています。

出典：杉並区保健福祉事業概要

(2) 母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性特定疾病・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付・療育給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行います。

(3) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援

妊娠を望む夫婦が望む時期に安心して妊娠・出産ができるように、相談体制及び医療機関の支援に取り組みます。

①特定不妊治療費（先進医療）の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療（先進医療）について、医療保険が適用されない治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

②不妊相談等の実施

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に利用できる講座・専門相談等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

③分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成します。

④分娩施設整備助成事業の実施

区民が安心して身近な医療機関で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を助成します。

参考資料

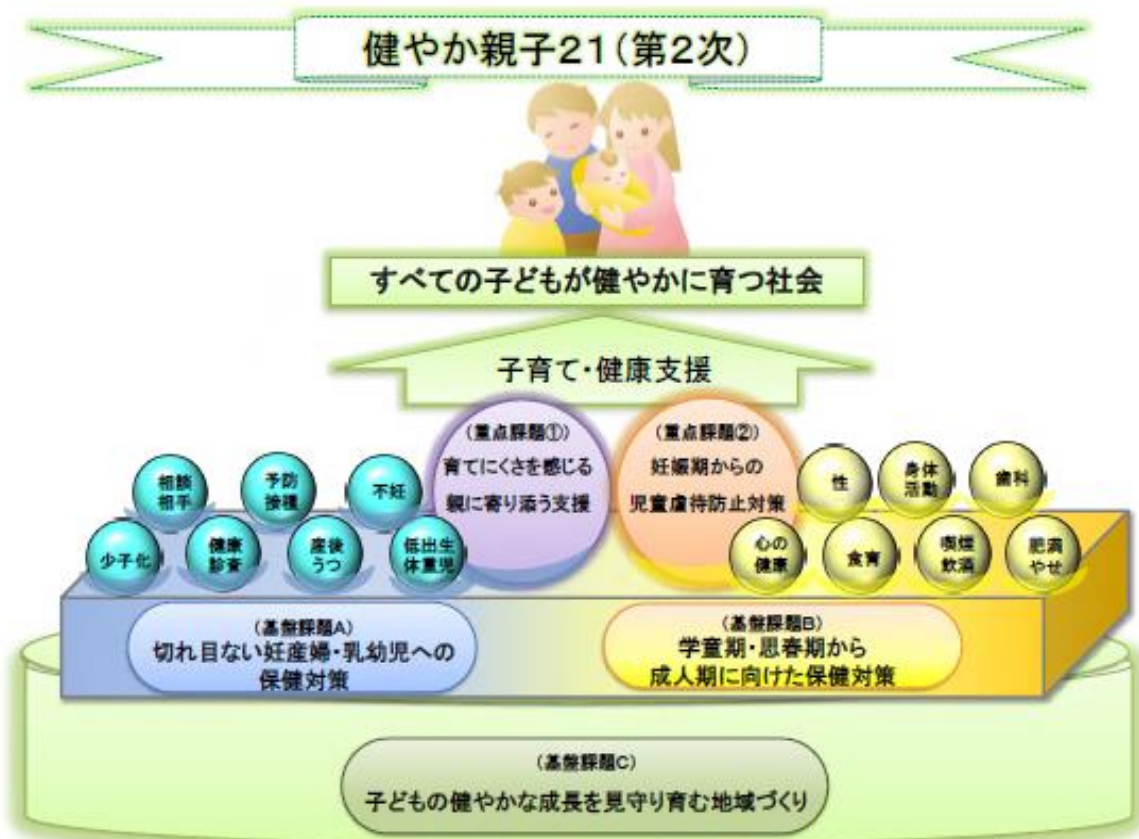
本計画に包含される「母子保健計画」は「すこやか親子21」（第2次）※の課題・指標を基本としています。

また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）」に基づく、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下、「成育医療等基本方針」という。）」により、成育過程にある子どもとその保護者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するように示されています。今後、第2次成育医療等基本方針の提示（令和5年度(2023年度)当初予定)に基づき、横断的・総合的な取組を進めていく必要があります。（すこやか親子21の課題や指標については本文中及び資料編に掲載をしています。）

※健やか親子21（第2次）とは

「健やか親子21」は、平成13年(2001)年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤です。平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)は、すこやか親子21（第2次）期間となります。

安心して子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動（健康日本21）の一翼を担うものです。



成育基本法の概要

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
 ※ 平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本理念
 - ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
 - ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表（毎年1回）
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※閣議決定により策定し、公表する。
 - ※少なくとも6年ごとに見直す
- 基本的施策
 - ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・記録の収集等に関する体制の整備等
 - 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- 成育医療等協議会の設置
 - ※厚生労働省に設置
 - ※委員は厚生労働大臣が任命
 - ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- 都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成育医療等基本方針の概要

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に的確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

（1）成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進等

（2）成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等

（3）教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等

（4）記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳がん検診、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR等

（5）調査研究 ▶成育医療等の状況や情報の把握状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応の可及的検討等

- （6）災害時等における支援体制の整備 ▶災害等における授乳の支援や母乳ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び配布の推進等
- （7）成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

地域における子育て支援体制の充実 実

事業 2

乳幼児親子の居場所として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」を令和5年度(2023年度)までに7地域に1か所ずつ整備するとともに、今後の整備方針について、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、決定していきます。また、コミュニティふらっと等の活用や子育て支援団体等との連携により、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごせる居場所の充実に努めます。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、身近な場所での相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」を実施するとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう支援していきます。

主な取組と内容

(1) 子ども・子育てプラザの整備・運営

→96P 子ども・子育て支援事業計画(利用者支援事業)

→97P 子ども・子育て支援事業計画(地域子育て支援拠点事業)

子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方(妊娠中の方とそのパートナー)を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や情報提供(利用者支援事業)や一時預かり事業(一部の子ども・子育てプラザを除く)を行います。

(2) 乳幼児親子の居場所の実施

妊婦や乳幼児親子が気軽に立ち寄り安心して過ごせる交流の場とその関係団体を支援し、居場所の充実に努めます。

① つどいの広場の運営支援

→97P 子ども・子育て支援事業計画(地域子育て支援拠点事業)

つどいの広場は、先輩お父さんお母さんや、子育て経験豊かなスタッフとの交流により、保護者が子育て中の気付きや子育ての楽しさを実感できる場です。この「つどいの広場」を運営する地域のNPO法人や民間事業者の運営費用を助成します。

② ゆうキッズ事業等の実施

→97P 子ども・子育て支援事業計画(地域子育て支援拠点事業)

子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施します。

③ 子育て応援券事業の実施(再掲→62P)

④ 子どもプレーパーク事業の実施(再掲→50P)

(3) 利用者支援事業の実施

→96P 子ども・子育て支援事業計画（利用者支援事業）

妊婦・子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、区民に身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

①子どもセンターにおける実施

区内5か所に設置した子どもセンターにおいて、母子保健事業との連携を図りながら保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供等を行います。

②子ども・子育てプラザにおける実施（子ども・子育てプラザの整備・運営） （再掲→60P）

③保健センターにおける実施

区内5か所の保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない相談・助言を行うとともに、相談内容に応じた医療機関及び子育て支援サービス等の情報提供や関係機関との連携を図ります。

(4) 地域子育てネットワーク事業の実施

地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進するため、各小学校区域で、地域や学校関係者、子育て支援団体等で構成する連絡会議を定期的で開催します。

また、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、児童館等を事務局に地域の伝統行事等を共催等で実施し、世代を超えた人々の交流を促進します。

子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 実

事業 3

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業のほか、一時預かり事業や子育て応援券事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。また、多胎児家庭支援事業により、多胎児を養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、必要な支援につなげることで、安心して地域で子育てできる環境を整えます。

主な取組と内容

(1) 子育て応援券事業の実施

妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、産後ケアサービス、一時保育、子育て講座、親子で楽しむ交流事業などを活用する中で、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援します。

加えて事業のデジタル化を推進し、子育て応援券の購入から必要なサービスの検索や利用をスマートフォン等で可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ります。また、デジタル化による事務処理の効率化により、サービス事業者への応援券の換金業務等を迅速化し、より多くの事業者が事業へ参入しやすい環境を整えていきます。



(2) ファミリー・サポート・センター事業の実施

→100P 子ども・子育て支援事業計画 (地域における一時預かり)
→103P 子ども・子育て支援事業計画 (子育て援助活動支援事業)

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(3) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

産前産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問することにより、家事援助や育児の負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。

(4) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。

(5) 一時預かり事業の実施

→100P 子ども・子育て支援事業構（地域における一時預かり）

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする就学前の乳幼児を対象に、区立施設や区立保育園及び私立保育園、NPO法人等が運営する民間施設等において一時預かり事業を実施します。

①ひととき保育

区の空き施設や民間施設等の身近な施設を活用して「ひととき保育」を運営しているNPO法人等に対する支援を行います。

②区立保育園・私立保育園の一時保育

区立保育園に設置している子育てサポートセンター及び一部の私立保育園で実施します。

③子ども・子育てプラザの一時預かり

子ども・子育てプラザの整備に合わせ、地域のニーズに応じて一時預かり事業を実施します。

(6) 多胎児家庭支援事業の実施

多胎妊婦と多胎児家庭の子育てを応援するため、多胎児（双子・三つ子など）の妊婦や子育てする方の心身の不調や、育児不安等を軽減し、安心して子育てができるよう様々なサービスを提供します。また、交流会等を通して情報交換や仲間づくりのお手伝いをします。

①さくらんぼ面接・タクシー利用券の交付

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援として、各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」を実施します。面接終了後に、区が実施する母子保健事業、予防接種及び「多胎児のつどい」を利用する際に使用できるタクシー利用券を交付します。

②多胎ピアサポート事業の実施

多胎育児についての不安を軽減し、産前産後の孤立防止を図るとともに必要な支援につなげるため、多胎育児経験者との交流・情報交換と、保健師・助産師等の専門職による相談を妊娠期から受けることができる「多胎児のつどい」を各保健センターで行います。

また、自身の多胎育児経験に基づき、保護者への支援や情報提供ができる地域人材を養成する「ピアサポーター養成講座」や、地域における多胎育児への理解を深めるため、多胎育児の大変さや支援の必要性等について講演会を実施します。

③多胎児家庭家事・育児ヘルパー事業の実施

3歳未満の多胎児を養育する家庭を区が委託した事業者のヘルパーが訪問し、家事・育児を支援します。

(7) 地域における子育てグループの活動支援

子育て中の保護者が主体となっている子育てグループに対し、児童館や子ども・子育てプラザにおいてグループづくりや活動場所の提供を行うほか、自主グループ同士の交流を促進するなど、地域の中で子育てグループが継続的・安定的に活動できるよう支援します。

(8) 子育てを応援する企業・事業者への支援

区内の企業及び事業者の子育て支援への取組を促進するため、子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰するとともに、より多くの企業・事業者に子育て支援の取組が拡がり充実するよう、育児・介護休業法で定める基準を上回る制度や、先進的な取組事例を冊子や区ホームページで紹介します。

(9) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営

区ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を掲載し、子育て家庭を支援します。また、サイト内の区民との協働コンテンツである「すぎラボ」（「すぎなみ子育てラボラトリー」の略）では、子育て中の保護者の視点からの情報を発信していきます。

(10) 子どもの医療費助成

高等学校修了前（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する保護者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額（入院時の食事療養に係る標準負担額を除く）を助成します。

(11) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している方に児童手当を支給します。

事業4

子育てにやさしいまちづくりの推進

子育てしやすい生活環境を整備するなど、子育てにやさしいまちづくりを他部署と連携して推進します。

主な取組と内容

(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知

保育施設・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる施設を整備し、区の電子地図サービス「すぎナビ」や「子育て応援とうきょう会議」のホームページ「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツ「赤ちゃん・ふらっと」で周知していきます。

赤ちゃん・ふらっと適合証



(2) 駅周辺の整備

妊娠している方やベビーカーを使用している家族などをはじめ、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを目指し、区内全域でバリアフリー化を推進します。また、優先的にバリアフリー化を推進していく必要性が高い駅周辺地区においては、重点的にバリアフリー化を推進します。

(3) 街路灯等の整備

区道街路灯の維持・管理及び私道の街路灯等への助成等を通して、交通安全・防犯対策を推進します。

(4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施

各小学校及びその周辺の防犯パトロールの実施や、小学校通学路等への防犯カメラの設置により犯罪を防止するほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する支援を行います。また、防災・防犯情報メール配信サービスにおいて子ども見守り情報や犯罪発生情報を配信します。

(5) 災害時子ども安全連絡網の運用

災害発生時に、災害時子ども安全連絡網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者との迅速・的確な情報提供及び情報共有を図ります。

(6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施

区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施しています。

また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者に対して、居住支援協議会が行っている「高齢者等アパートあっせん事業」により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。

施策4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

基本方針

依然として増加傾向にある保育需要及び学童需要に応えるため、引き続き保育施設や学童クラブの整備に取り組むとともに、保護者の多様なニーズに的確に対応することで、働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

また、保育施設や学童クラブにおいて、質の確保を図るため、必要な支援を行います。

現状と課題



引き続き希望するすべての子どもが認可保育所※1等に入所できるよう、保育施設の整備に取り組むとともに、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。



I C Tの導入や障害児保育の充実など、時代の変化を捉えたサービスを提供していく必要があります。



保育施設等に対し継続した支援を実施するとともに、保育の質を向上するための取組を充実していく必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。

※1 認可保育所：児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所

目指す姿

- 保育施設や学童クラブの整備が進み、働きながら安心して子育てできる環境が整っています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。

SDGsのゴールとの関係



施策を構成する事業

事業 1
保育施設等の
整備・充実

事業 2
保育の質の向上

事業 3
多様なニーズに対応した
保育サービスの推進

事業 4
学童クラブの整備・充実

事業 5
就学前教育の充実

(再掲事業) **事業 6**
放課後等居場所事業の実施・充実
→ 施策 2 事業 1 (46P)

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 保育所等入所待機児童数	0 人 (4年4月)	0 人	0 人	0 人
B 認可保育所等入所決定率	96.6% (4年4月)	98.0%	100%	100%
C 保育所利用者の満足度	90.0% (3年度)	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上
D 学童クラブ待機児童数	242 人 (4年4月)	100 人	50 人	0 人
E 学童クラブ利用者の満足度	—	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上

○指標説明

- A —
- B 認可保育所等入所決定者÷認可保育所等入所申込者（申込取下、内定後辞退及び希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合に該当する者は、申込者から除く。）
- C 福祉サービス第三者評価
- D —
- E 福祉サービス第三者評価

保育施設等の整備・充実 実

事業 1

引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境を整備します。認可保育所の整備に当たっては、待機児童ゼロの継続を前提に、保育需要の増加が鈍化しつつある状況を踏まえ、歳児別・地域別に保育需要を精査のうえ、必要となる定員数の確保に取り組みます。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を計画的に進めます。さらに、私立幼稚園と連携・協力し、保育環境の充実について検討していきます。

→91～93P 子ども・子育て支援事業計画（教育施設・保育施設）

主な取組と内容

(1) 保育定員数の確保

必要となる保育定員数について、歳児別・地域別に保育需要の精査を例月で行い、定員数の調整などによる受け入れのほか、需要の大幅な増加が見込まれる場合には施設整備を実施し、確保します。

(2) 私立幼稚園との連携による保育環境の充実

就学前の教育・保育が充実するよう、私立幼稚園と連携・協力し検討します。

(3) 区立保育園・子供園※1の改築・改修

杉並区区立施設再編整備計画に基づき、老朽化している区立保育園及び子供園の改築を効率的に進めます。改築にあたっては、各施設の役割を踏まえ、可能な限り地域バランスや障害児の受入れ拡充等にも配慮した施設の整備に取り組みます。

※1 区立子供園：保護者の就労形態にかかわらず、幼児を受け入れ、教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

杉並区における保育施設の種類

(令和4年(2022年)10月現在)

施設区分／概要		クラス		
保育施設	認可施設 ※1	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設（区立、公設民営、私立）	0歳～5歳	
		地域型保育事業所 (区の設置運営基準)	小規模保育事業所 ・認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19人）で保育を行う施設	0歳～2歳
			事業所内保育事業所（地域枠） ・区内の事業所が自社の従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設	
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設（定員5名まで）	
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業			
	認可以外の施設 ※2	杉並区保育室 ・待機児童対策の一環として整備した区独自の施設（直営、委託）	0歳～施設による	
		家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う。	0歳～2歳	
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営	0歳～2歳	
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設	産休明けから小学校就学前まで	
		その他認可外保育施設（ベビーホテル） ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設	0歳～施設による	
その他認可外保育施設（企業主導型） ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。		0歳～施設による		
教育施設	施設 幼保一体化	区立子供園 ・教育、保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の幼児が一緒に活動する施設	3歳～5歳	
	私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校	3歳～5歳 (一部満3歳から)		

※1 認可施設

認可施設は、子ども・子育て支援法に基づいて、保護者の就労又は疾病等の事由により、ご家庭で必要な保育を受けることが困難な児童を保育する児童福祉施設です。

※2 認可以外の施設

認可以外の施設は、待機児童対策の一環として区が整備している施設や民間施設等があります。

□幼児教育・保育無償化

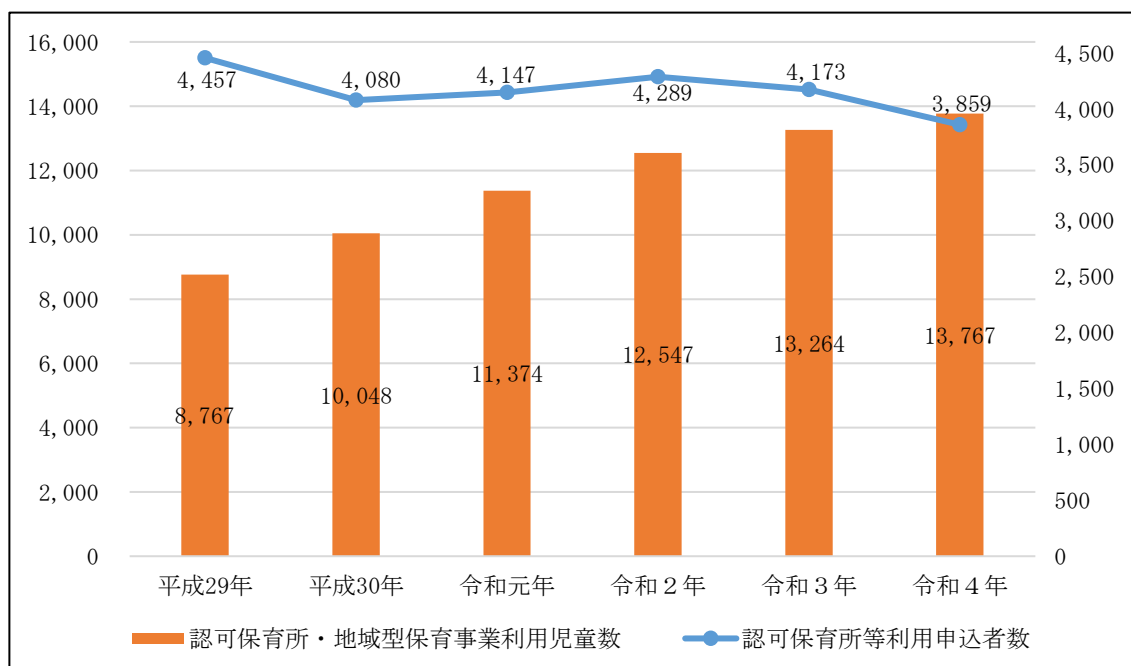
令和元年(2019年)10月から、3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に保育料の無償化が開始となりました。

幼児教育・保育無償化は、幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、全国一斉に実施されました。無償化分に係る費用については、全額公費（国・都・区）で負担しています。

○認可保育所等の利用児童数及び申込者数の推移

認可保育所及び地域型保育事業の利用児童数は、依然増加傾向にありますが、その増加幅は縮小しています。また、令和2年度に保育所等利用申込者数が減少に転じていることから、保育需要の増加は鈍化しつつある状況です。

各年4月1日現在

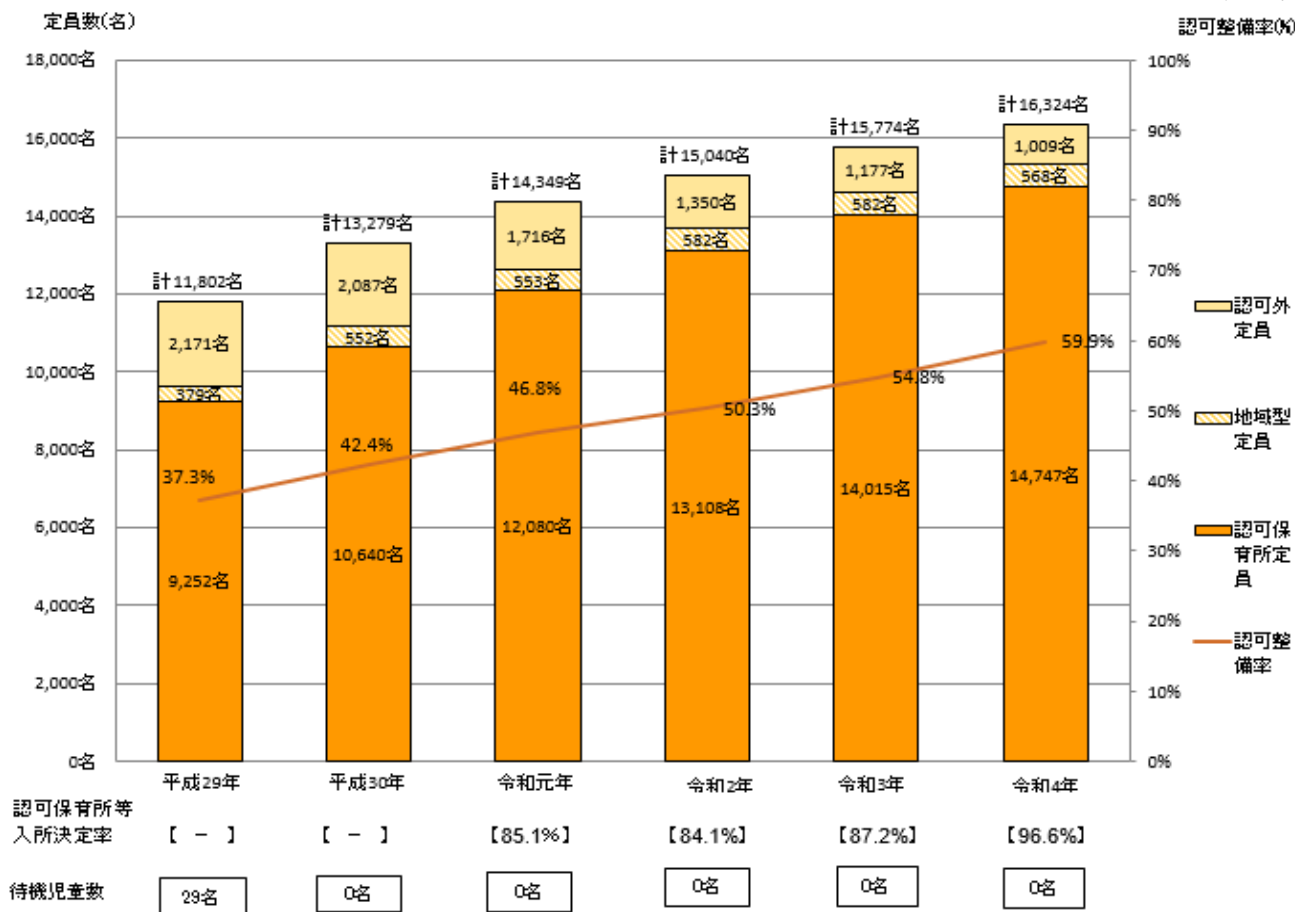


出典：杉並区データ

○保育施設整備と待機児童数の推移

保育施設の整備に伴い、平成30年度（2018年度）から待機児童は0となっています。

各年4月現在



※認可外定員に、69Pの「その他認可外保育施設(ベビーホテル、企業主導型)」は含まれていません。

出典：杉並区データ

保育の質の向上 実

事業 2

すべての保育施設において質の高い保育を提供するため、中核園による地域連携・情報共有等の取組を発展させるとともに、心理専門職や区立保育園の園長経験者の訪問等による支援を継続していきます。また、子ども一人ひとりの個性や発達段階を適切に捉えた保育を提供するため、保育士等の専門性の向上に取り組みます。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続します。

主な取組と内容

(1) 保育施設の巡回指導・訪問等

→108P 子ども・子育て支援事業計画 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容・保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。

(2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組

保育の質の維持・向上を目的として、区立保育園の一部を「中核園」として位置づけ、地域懇談会の開催をはじめ、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた取組を行います。

令和2年(2020年)4月に7園を「中核園」に指定して取組を開始しました。取組成果の検証を踏まえ、令和5年(2023年)4月に3園を追加で指定し、10園体制とします。

中核園の取組を実施するに当たっては、中核園の取組を補佐する区立保育園が、企画・運営に参画するとともに、職員交流や研修等における職員の応援、園庭開放などの協力を行い、より充実した取組につなげていきます。

(3) 保育士等の処遇改善・人材確保支援

安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続して実施します。

①保育士等の処遇改善

国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用し、保育士等の給与アップを図ります。

②宿舍の借り上げ補助

保育士等人材確保のために宿舍の借り上げを行っている事業者に対して補助を行います。

③ハローワークと連携した就職相談・面接会の実施等

保育士を目指している新卒者や有資格者を対象に、就職相談・面接会を年2回実施します。また、保育士募集や保育の仕事の魅力を伝えるポスター・リーフレットを作成し、養成学校等における周知を行います。

(4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実

保育課と、区内5か所の子どもセンターに保育に関する利用相談窓口を設置し、保育を希望する保護者の就労状況や保育ニーズをもとに、きめ細やかな保育相談を実施します。

また、「保育施設利用のご案内」を毎年更新の上、配布するほか、保育施設選びや入園申込時・入園後の手続きなどでよく利用されるコンテンツを集約した、「杉並区保育所・幼稚園案内アプリ すぎぽよ (保幼)」の配信などにより、情報提供の一層の充実に努めます。



多様なニーズに対応した保育サービスの推進 実

事業 3

区立保育園・子供園等に、スマートフォン等から連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡ができるアプリケーションを導入し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。また、障害児保育や病児保育の充実を図るなど、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

主な取組と内容

(1) デジタル技術を活用した保育サービスの提供

区立保育園・子供園等に、スマートフォン等から連絡帳の閲覧・更新や、欠席・遅刻の連絡ができるアプリケーションを導入し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。加えて、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や、各種指導計画・記録、日誌等の作成の効率化により職員負担を軽減し、これまで以上に保育士が子どもとのかかわる時間を確保することで、保育の質の向上につなげます。

(2) 障害児保育の充実

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた全ての保育園において障害児の受入れを行います。あわせて区立保育園においては、障害児指定園※1 15園において特に障害児枠を設けて受け入れを進めます。

※1 障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

(3) 医療的ケア児※2の受入れ体制の充実（保育園等での受入れ）（再掲→83P）

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他緒医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む）

(4) 延長保育の実施

→101P 子ども・子育て支援事業計画（延長保育事業）

保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行います。

(5) 病児保育室の運営・拡充

→102P 子ども・子育て支援事業計画（病児保育事業）

病気やけがのため、在籍する園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、子どもの看護と保護者の就労の両立支援を行う、病児保育室の運営・拡充を図ります。

(6) 区立保育園における緊急一時保育の実施

保育園等を利用していない保護者の病気や出産などで、一時的に子どもの保育ができなくなった際の緊急一時保育を、区立保育園全園で実施します。

学童クラブの整備・充実 実

事業4

学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に近接している区立施設等を有効に活用して、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

なお、今後の学童クラブの整備等については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

→104P 子ども・子育て支援事業計画
(放課後児童健全育成事業)

主な取組と内容

(1) 小学校内等への学童クラブの整備

学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びと生活の場です。年々増加している学童クラブの需要に対応するため、小学校内に整備していくことを基本としつつ、児童館施設の活用や小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備を進め、受入枠の拡大を図ります。

(2) デジタル技術を活用した学童クラブ運営

学童クラブに、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。

(3) 特別支援児の受け入れ

すべての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。また、重度の身体障害と知的障害がある児童については、令和4年(2022年)4月1日現在、区内1所の学童クラブで受け入れています。

そのほか、自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家族を支援するために、通所支援ボランティアの募集、登録、斡旋を行います。

(4) 医療的ケア児の受入れ体制の充実 (学童クラブでの受入れ) (再掲→83P)

(5) 学童クラブの質の確保のための取組

委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

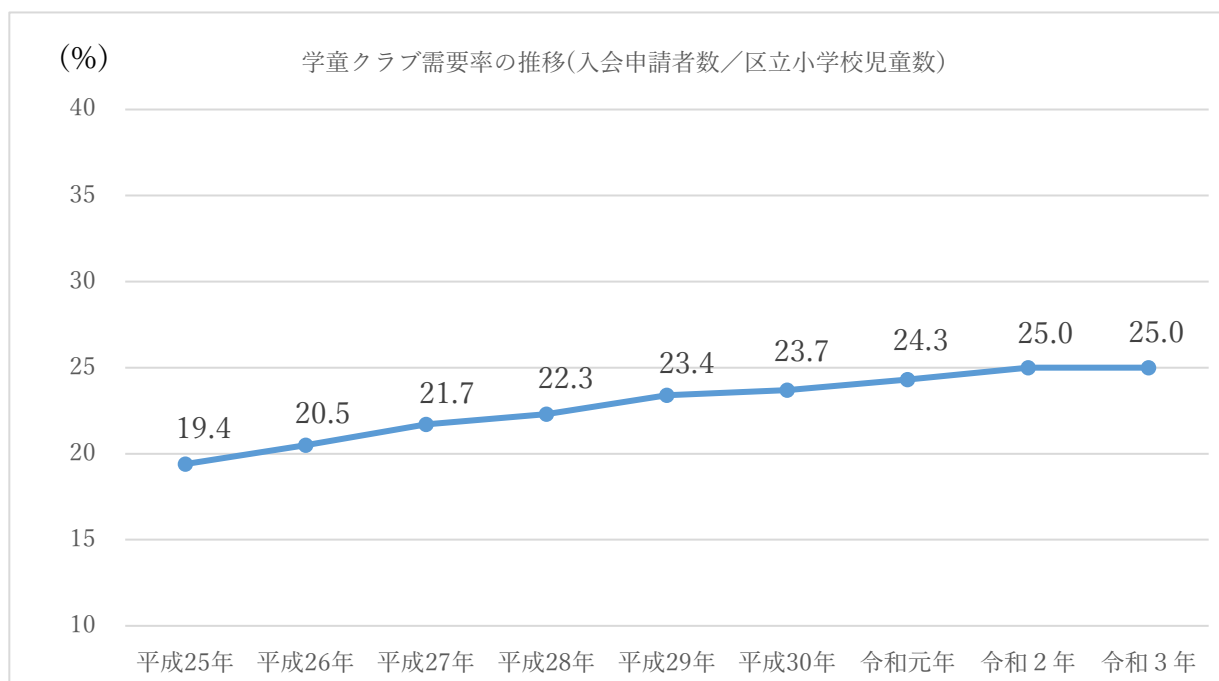
(6) 放課後等児童支援員等の処遇改善

国や都の補助金を活用して、放課後等児童支援員等の処遇改善を行い、学童クラブ運営の充実を図ります。

○学童クラブ需要率の推移

区における学童クラブの需要率は、増加傾向が続いています。

各年4月1日現在



出典：杉並区データ

就学前教育の充実 実

事業5

就学前教育支援センターを拠点として、保育者の資質向上のための研修や様々な教育課題を解決につなげるための幼児教育アドバイザー※1による就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

また、地域の就学前教育施設と小学校の連携を深め、幼保小連携担当者※2の資質向上を図ることで、幼児期から児童期への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

主な取組と内容

(1) 就学前教育の調査・研究及び幼保小連携の充実に向けた研究の実施

区内すべての就学前教育施設が、より質の高い教育・保育を行うことができるよう、就学前教育支援センターにおいて、併設する成田西子供園と日常の教育・保育の実践を基にした研究や、幼保小が連携し、小学校入学後の接続期の教育をより一層充実させるための研究を、学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施し、その調査・研究成果を区内就学前教育施設へ発信します。

(2) 就学前教育を支える保育者の育成

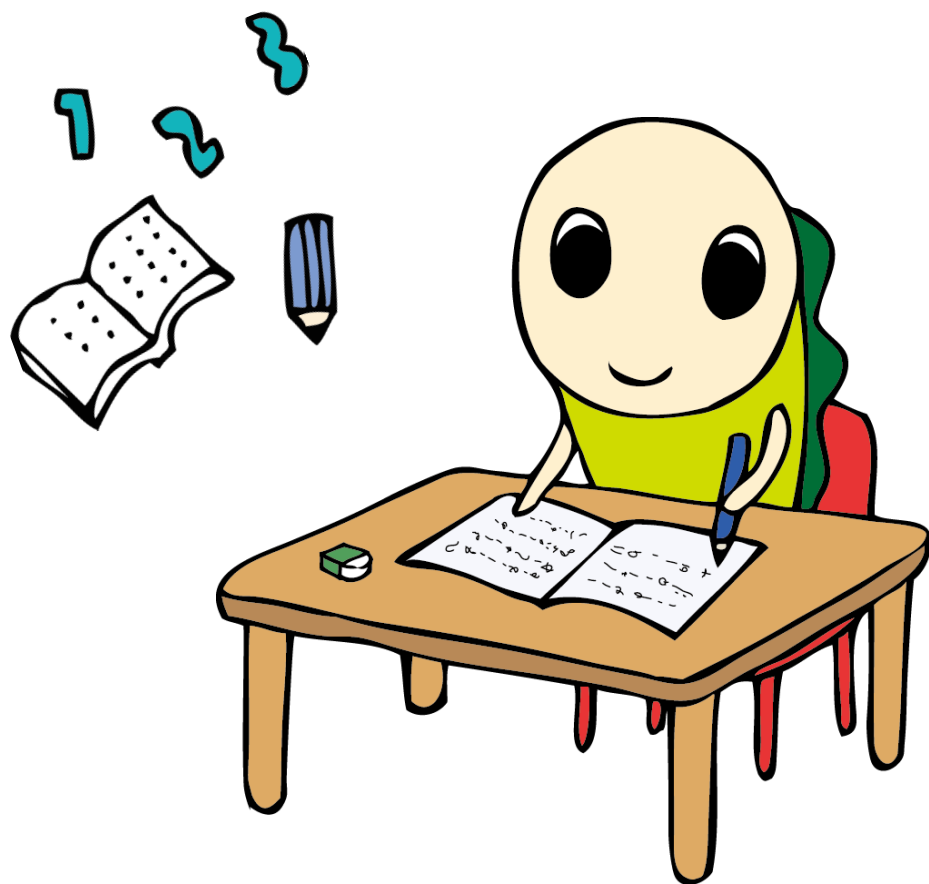
区内就学前教育施設の保育者を対象とし、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。加えて、幼児教育アドバイザーによる就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

(3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施

特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達について一層の充実を図るため、就学前教育施設を対象とする教育支援相談を実施します。

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設（機関）を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

※2 幼保小連携担当者：就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員



施策5 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

基本方針

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業※1など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児※2が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

現状と課題



未就学児の児童発達支援について、区内事業所の空き不足により療育機関の利用待機者が見込まれることから、民間事業者と連携を図り、受け入れ体制を確保する必要があります。



学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。



医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。



医療的ケア児を支援する関係機関が連携し必要な支援を行うとともに、関係機関及び当事者団体等が医療的ケア児の支援に関する情報を共有し、個々の医療的ケア児の特性に配慮し総合的に対応できる体制が求められています。

※1 放課後等デイサービス事業：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む。）

目指す姿

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

SDGsのゴールとの関係

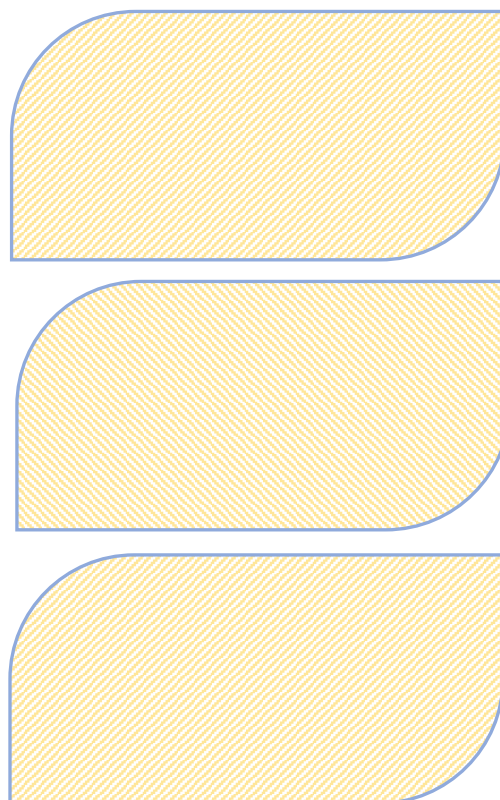


施策を構成する事業

事業 1
未就学児の療育体制の充実

事業 2
学齢期の障害児支援の充実

事業 3
地域における医療的ケア児の支援体制の整備



総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	91.6% (3年度)	100%	100%	100%
B保育所等への訪問支援※3件数	328件 (3年度)	350件	400件	450件
C重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	24人 (3年度)	55人	70人	85人

- 指標説明
- A 区内事業所通所者数÷通所者数
 - B —
 - C —

※3 保育所等への訪問支援：療育機関の職員が、療育機関を利用している児童が在籍する保育所や幼稚園等の施設を訪問し、対象児童が集団生活に適応できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業

未就学児の療育体制の充実 実

事業 1

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設で必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで人工呼吸器に対応できる体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所※1に運営助成を行い、区民の療育枠を確保するとともに、療育を受けている児童が通う保育園や幼稚園に専門職が訪問し、所属園と療育支援について共有・連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう必要な支援を行います。さらに、こども発達センターでは、専門相談や支援講座を開催するなど、地域支援機能の取組により、地域での療育体制の充実を図ります。

主な取組と内容

(1) 障害児の発達相談

発達に遅れや偏りの心配のある児童が、療育機関等の適切な支援先につながるよう発達相談の充実を図ります。

①発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児が適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育先に係る相談等を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「杉並区児童支援利用計画」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実施します。

②医療相談・専門相談支援の充実

専門医や言語・運動・心理面の専門職による相談を受けることで、本人や家族が安心して過ごせるよう支援します。また、こども発達センターで実施している児童精神科及び小児神経科の医療相談の対象に民間児童発達支援事業所を加え、ことばや情緒面、運動機能に課題のある児童の療育について、医学的な指示や助言が受けられるようにします。

③児童発達相談窓口のウェルファーム杉並への移転

未就学児を中心とした発達の専門相談を行う障害者施策課児童発達相談係について、区立児童相談所の整備開始に合わせて、令和6年度(2024年度)からはウェルファーム杉並内に移転し、乳幼児親子がより相談しやすくなるよう環境を整えます。

※1 児童発達支援事業所：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う、都の指定を受けた事業所

(2) 療育支援の充実

障害の種別や程度にかかわらず身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

①こども発達センターの療育支援の実施

中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に、障害の状況に応じて早期から適切な療育支援を実施します。

②重症心身障害児通所施設わかばの運営

重症心身障害児通所施設わかばにおいて、未就学の重症心身障害児等へ必要な療育を提供するとともに、人工呼吸器などの医療的ケアを要する児童の受入れを行います。

(2) 療育支援の充実

③保育対応型児童発達支援

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育対応型児童発達支援事業所により保育園での受入れが難しい医療的ケア児の保育を行います。

④療育環境の安定的な確保

療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行い、区民の療育枠の安定的な確保を図ります。

⑤保育所等訪問支援の実施

療育機関の指導員が、児童が在籍する保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援及びその他必要な支援を行います。

(3) 地域支援の充実

こども発達センターは、地域における中核施設として、療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者に対し、子どもへの適切な関わりや支援力を向上するための取組や、関係機関との連携を強化するための取組を行い、地域の支援力の向上と地域での療育体制の充実を図ります。また、これらの取組により、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

①地域支援講座の実施

関係者や保護者を対象に、障害についての知識と支援技術の向上を図るため、様々なテーマで講座等を企画実施します。また、地域に理解者や支援者を広めるとともに、幼児期、学齢期の関係者とのつながりを深め、地域の支援力を高めるための、研修・講座を行います。

②関係機関・学校とのつながりづくりの推進

民間の児童発達支援事業所が障害児の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、「杉並区児童支援利用計画」のモニタリングを活用して連携を図るほか、関係機関の相談に応じ、支援の充実を図ります。

幼児期の支援を学校生活に活かせるように、保護者や関係機関と連携を図るとともに、就学前から就学後に切れ目なく支援が受けられるよう、学校へのつなぎの支援を行います。

学齢期の障害児支援の充実 実

事業 2

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の整備を進めます。また、学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなげるなど、低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく重層的に支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

主な取組と内容

(1) 学齢期の児童の発達相談

障害手帳を持たない、学齢期の発達障害の診断を受けた児童・生徒に対し、学齢期発達支援事業、放課後等デイサービスの利用等の相談に応じ、適切な支援につなげていきます。

(2) 学齢期の児童への発達支援の充実

小学校低学年（1～3年）の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、区が委託する学齢期発達支援事業所の適切な支援につなげ、子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援するとともに、学校と連携して家庭や学校での課題の解決を図り、学校や地域生活の充実に取り組みます。また、発達課題にあった支援が提供できるよう、委託事業所の確保に取り組みます。

(3) 放課後等デイサービス事業所の開設促進と運営支援

区内の放課後等デイサービス事業所が不足していることから、事業所の開設を進めるなど支援の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営助成を行います。

(4) 地域支援の充実（再掲→81P）

地域における医療的ケア児の支援体制の整備 実

事業 3

日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、各施設での受入れ体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。また、医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に対応するための相談体制を整備していきます。

主な取組と内容

(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実

令和3年(2021年)9月の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目ない支援が行われるよう、区内の小児科医等と連携して医療面での安全・安心を確保しながら、通園・通所施設や学校での受入れを促進します。

①保育園等での受入れ

区内保育園では、平成28年度(2016年度)から医療的ケア児の受け入れを開始しています。集団保育の環境下で日常生活が可能な児童については保育園で受け入れるとともに、それが困難な児童については、保育対応型児童発達支援事業や居宅訪問型保育事業等で受入れを行っています。今後、ニーズの増加が予測されることから、引き続き受入れ体制の強化・拡充を図ります。

②学童クラブでの受入れ

令和4年度(2022年度)から学童クラブでの医療的ケア児の受入れを開始しました。引き続き、ニーズに応じた適切な受入れ体制の充実を図ります。

③区立学校での受入れ

令和2年度(2020年度)から済美養護学校で開始した医療的ケアが必要な子どものための看護師の派遣を、他の学校でも実施します。また、対象の児童・生徒が利用する済美養護学校のスクールバスに看護師の添乗を行います。今後も、医療的ケアが必要な児童・生徒の状況に応じた受入れ体制の充実を図ります。

(2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実

関係機関及び当事者団体等からなる協議の場を開催し、医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、ライフステージに応じて切れ目なく支援できるしくみを整えます。まずは令和5年度(2023年度)から、各保健センターを相談窓口にするとともに、障害者施策課にコーディネート機能を持たせるなど、組織横断的な支援体制の運用を開始します。また、相談支援の充実に向け、支援者向け研修や支援者連絡会等を実施します。

○全国の医療的ケア児（在宅）の推計

過去10年で約2倍となっており、令和元年（2019年）では約2.0万人（推計値）となっています。東京都では約2,000人の医療的ケア児（在宅・推計値）となっており、年々増加しています。



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室社会保障審議会障害者部 第112回(令和3年(2021年)6月21日)資料より

○区の医療的ケア児の人数

令和4年(2022年)5月の調査では75名となっています。75名中、外出できず自宅のみで生活している医療的ケア児は25名（内訳：未就学児（通園・通所なし）17名、就学児（訪問学級利用は8名）となっています。

区の医療的ケア児の年齢層と人数

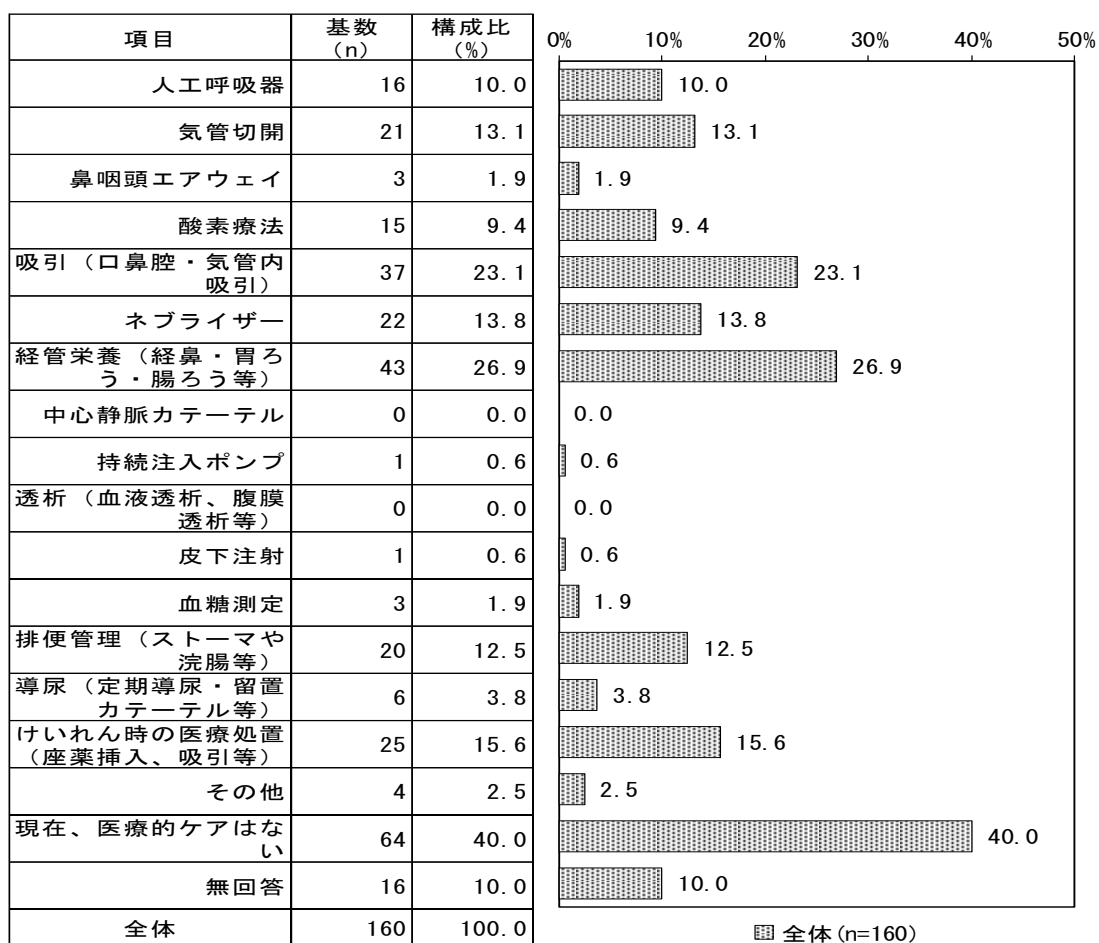
令和4年(2022年)5月現在

年齢層	0歳～6歳	7歳～11歳	12歳～15歳	16歳～18歳	計
人数	39人	19人	12人	5人	75人

出典：杉並区データ

○必要な医療的ケアの内容 [令和4年度(2022年度)調査]

区の「令和4年度(2022年度)杉並区医療的ケア児・者等実態調査」によると、必要な医療的ケアの内容では、「経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう等)」が26.9%、「吸引(口鼻腔・気管内吸引)」が23.1%と2割を超えています。



出典：令和4年度(2022年度)杉並区医療的ケア児・者等実態調査

第4章

子ども・子育て支援事業計画（第2期）
令和5・6年度（令和4年度見直し）

第4章の見方（凡例）

事業名（ ）内は必須記載事項の事業名です。

第2期計画期間（令和2～6年度）内の実績（一部見込み）を記載しています。

第3章の関連する取組と掲載ページを記載しています。

事業の概要を記載しています。

今後の方向性について記載しています。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） →52P 第3章_附属3-1
(1)③妊産婦健康診査等の実施

① 事業の概要

○妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導を行います。

○健康診査(14回)、超音波検査(1回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、助産院、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況 (単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (妊婦健康診査回数)	46,356	45,933	44,371
参考 (受診者数)	4,452	4,279	4,158
確保量 B (受診者交付枚数)	65,478	62,762	60,634
参考 (妊産婦出席者数)	4,677	4,483	4,331
差引(B-A)	19,122	16,829	16,263

③ 量の見込みとそれに対する確保量等 (単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (妊婦健康診査回数)	策定時	47,900	47,611
	見直し	42,863	41,405
参考 (受診者数)	策定時	4,562	4,534
	見直し	4,511	4,357
確保量 B (受診者交付枚数)	策定時	67,228	66,822
	見直し	55,785	53,546
参考 (妊産婦出席者数)	策定時	4,802	4,773
	見直し	4,699	4,539
差引(B-A)	策定時	19,328	19,211
	見直し	22,923	22,141

(確保量の推進等に当たっての基本的な考え方)

○引き続き、妊婦健康診査の受診率向上とともに、安全な出産を迎え、出産後においても必要な子育て支援サービスにつなげることができるよう、「ゆりかご直援」時のほか、産科医療機関や保健センターと連携して周知等に取り組み、妊産婦の健康の保持・増進を図っていきます。

90

中間見直しの内容を記載しています。

- 「策定時」は、第2期計画策定時（令和元年当時）の数値を記載しています。
- 「見直し」は、令和4年度を始期とする新たな総合計画等との整合や、直近の区人口推計などの既存データから算出した、見直し後の数値を記載しています。

○子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、区では、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を令和元年度(2019年度)に策定しました。

○この度、令和4年度(2022年度)を始期とした新たな総合計画・実行計画が策定されたことから、上位計画である同計画と整合を図るため、中間年の見直しを行うこととします。

○なお、本章においては、国の基本指針で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項^(*)について、上位計画と整合を図りつつ計画化することとし、同基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策・事業全般は、本計画の第1章から第3章までで明らかにしています。

(*) 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

1. 就学前の教育・保育	2. 地域子ども・子育て支援事業
(1)教育施設 ・私立幼稚園 ・区立子供園(短時間保育) (2)保育施設 ・認可保育所 ・地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育) ・認可外保育施設等 (認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園長時間預かり保育)	(1)妊婦健康診査(妊婦健康診査事業) (2)すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) (3)利用者支援(利用者支援事業) (4)乳幼児親子のつどいの場 (地域子育て支援拠点事業) (5)乳幼児の一時預かり(一時預かり事業) (6)延長保育(延長保育事業) (7)病児保育(病児保育事業) (8)小学生対象のファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業) (9)学童クラブ(放課後児童健全育成事業) (10)子どもショートステイ(子育て短期支援事業) (11)要保護児童等の支援のための事業 (養育支援訪問事業等) (12)保護者の実費徴収に係る補助 (実費徴収に係る補足給付事業) (13)新規参入施設への巡回支援等 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

1 区域の設定

○本計画による、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための区域^(*)は、各施設・事業の実情等を踏まえ、引き続き、「区全域を1つの区域」として設定します。

(*) 区域の設定について

・「区市町村子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定は、国の基本指針において、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域とすることを基本に区市町村の実情に即して設定し、その区域単位で施設・事業の整備・拡充等を図ることとしています。

2 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策

〈量の見込みの算出方法〉

・就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、計画期間における就学前の人口等の推計値（20Pに記載）のほか、第2期計画策定時に実施した「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果や、この間の実績等を踏まえて、各年度の見込み量を算出しています。

1 就学前の教育・保育

→68P 第3章 施策4-1
保育施設等の整備・充実

(1) 教育施設（私立幼稚園、区立子供園（短時間保育））

① 事業の概要

○私立幼稚園及び区立子供園（短時間保育）において、教育施設の利用を希望する3～5歳の子どもに対する教育・保育を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

（各年5月1日現在 単位：人）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み A (利用者数)	5,147	4,690	4,077
確保量 B (定員合計数)	7,022	7,082	7,022
差引(B-A)	1,875	2,392	2,945

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

（各年5月1日現在 単位：人）

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)		策定時	5,137	5,104
		見直し	<u>3,984</u>	<u>3,898</u>
確保量 (定員合計数)	合計 B		策定時	7,031
			見直し	<u>6,976</u>
	内訳	私立幼稚園	策定時	6,725
			見直し	<u>6,670</u>
		区立子供園 (短時間保育)	策定時	306
			見直し	<u>306</u>
差引(B-A)		策定時	1,894	
		見直し	<u>2,992</u>	
			1,927	<u>3,078</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 区立子供園は、令和5年度(2023年度)から、高円寺北子供園における3歳児保育の開始に伴い、定員が9名増となる予定であり、計画期間内の各年度とも、私立幼稚園の定員と合わせた確保量は、量の見込みを上回ることとなります。
- 私立幼稚園については、過去5年間で3園が廃園になっていることから、今後とも、各園の意向や状況に応じた相談・支援等に努めていきます。
- また、私立幼稚園に対しては引き続き、運営費等の一部補助のほか、杉並区立就学前教育支援センター（令和元年(2019年)9月開設）と連携を図りながら、研修等を通じて、保育者の資質向上のための支援に取り組んでいきます。

(2) 保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等）

① 事業の概要

○保育を必要とする0～2歳及び3～5歳の子どもに対し、認可保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設等において、教育・保育を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月1日現在 単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (利用者数)	0～2歳(A)	6,520	6,588	6,533
	3～5歳(B)	7,016	7,540	7,484
	合計(C)	13,536	14,128	14,017
確保量 (定員数)	0～2歳(D)	7,000	7,166	7,129
	3～5歳(E)	8,064	8,584	9,248
	合計(F)	15,064	15,750	16,377
差引	0～2歳(D-A)	480	578	596
	3～5歳(E-B)	1,048	1,044	1,764
	合計(F-C)	1,528	1,622	2,360

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

ア. 0～2歳

(各年4月1日現在 単位:人)

			算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 A		策定時	7,238	7,390	
			見直し	<u>6,472</u>	<u>6,533</u>	
	内訳	0歳	策定時	1,384	1,443	
			見直し	<u>1,090</u>	<u>1,083</u>	
		1・2歳	策定時	5,854	5,947	
			見直し	<u>5,382</u>	<u>5,450</u>	
確保量 (定員数)	合計 B		策定時	7,452	7,610	
			見直し	<u>7,044</u>	<u>6,896</u>	
	内訳	認可保育所	策定時	6,705	6,911	
			見直し	<u>6,253</u>	<u>6,222</u>	
		地域型保育事業	策定時	624	624	
			見直し	<u>568</u>	<u>568</u>	
		認可外保育施設等	策定時	123	75	
			見直し	<u>223</u>	<u>106</u>	
	差引(B-A)			策定時	214	220
				見直し	<u>572</u>	<u>363</u>

イ. 3～5歳

(各年4月1日現在 単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 A	策定時	7,198	7,349	
		見直し	<u>8,050</u>	<u>8,440</u>	
確保量 (定員数)	合計 B	策定時	8,814	9,007	
		見直し	<u>9,370</u>	<u>9,375</u>	
	内訳	認可保育所	策定時	8,238	8,449
			見直し	<u>8,677</u>	<u>8,682</u>
	認可外保育施設等	策定時	36	18	
		見直し	<u>75</u>	<u>75</u>	
	区立子供園 (長時間保育)等	策定時	540	540	
		見直し	<u>618</u>	<u>618</u>	
差引(B-A)		策定時	1,616	1,658	
		見直し	<u>1,320</u>	<u>935</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- (※)
- 杉並区総合計画・実行計画(令和4年度(2022年度)～令和6年度(2024年度))に基づき必要な保育定員数について、歳児別・地域別に保育需要の精査を例月で行い、定員数の調整などによる受け入れのほか、需要の大幅な増加が見込まれる場合には施設整備を実施し、確保します。

※令和4年度(2022年度)までの認可保育所の確保量(定員数)は、量の見込み(利用者数)を踏まえて、杉並区実行計画上の数値と異なっています。

- 私立認可保育所等に対しては、引き続き、運営費等の一部補助や保育士等の処遇改善・人材確保支援に取り組むほか、次のとおり保育の質を確保する取組を進めていきます。

【保育の質の確保に向けた主な取組】

- ・各保育施設に対する巡回訪問・指導(区立保育園園長経験者による巡回訪問、心理専門職による巡回指導)
- ・区立保育園における中核園(令和2年(2020年)4月に7地域で1園ずつ7園を指定。令和5年(2023年)4月に10園に指定拡大)による地域の保育施設間の連携・情報共有等
- ・区立私立保育共同研修、杉並区立就学前教育支援センターとの連携による支援等

2 地域子ども・子育て支援事業

→54P 第3章_施策3-1
(1)③妊産婦健康診査等の実施

(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）

① 事業の概要

- 妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。
- 健康診査(14回)、超音波検査(1回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、助産院、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (妊婦健診受診回数)	46,356	45,933	44,371
参考 (受診者数)	4,452	4,279	4,158
確保量 B (受診票交付枚数)	65,478	62,762	60,634
参考 (妊娠届出者数)	4,677	4,483	4,331
差引(B-A)	19,122	16,829	16,263

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (妊婦健診受診回数)	策定時	47,900	47,611
	見直し	<u>42,863</u>	<u>41,405</u>
参考 (受診者数)	策定時	4,562	4,534
	見直し	<u>4,511</u>	<u>4,357</u>
確保量 B (受診票交付枚数)	策定時	67,228	66,822
	見直し	<u>65,786</u>	<u>63,546</u>
参考 (妊娠届出者数)	策定時	4,802	4,773
	見直し	<u>4,699</u>	<u>4,539</u>
差引(B-A)	策定時	19,328	19,211
	見直し	<u>22,923</u>	<u>22,141</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 引き続き、妊婦健康診査の受診率向上とともに、安全な出産を迎え、出産後においても必要な子育て支援サービスにつなげることができるよう、「ゆりかご面接」時のほか、産科医療機関や保健センターと連携して周知等に取り組み、妊産婦の健康の保持・増進を図っていきます。

(2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

① 事業の概要

○産後うつ・早期発見・対応や育児不安を軽減するため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師や助産師等の専門職が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに子育てに関する情報提供等を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (訪問者数)	3,809	4,001	4,187
確保量 B (出生数)	4,355	4,086	4,187
差引(B-A)	546	85	0

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (訪問者数)	策定時	4,414	4,388
	見直し	<u>4,212</u>	<u>4,217</u>
確保量 B (出生数)	策定時	4,414	4,388
	見直し	<u>4,212</u>	<u>4,217</u>
差引(B-A)	策定時	0	0
	見直し	0	0

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、保健センターの保健師等による「すこやか赤ちゃん訪問」を実施するとともに、訪問で面会できなかった方には、地域の主任児童委員や医療機関等の協力を得ながら状況把握を行い、産後うつ・早期発見・対応や育児不安の解消・軽減を図っていきます。

(3) 利用者支援（利用者支援事業）

① 事業の概要

○子ども及びその保護者等、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:所)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
量の見込み (実施施設数)	合計 A	10	10	10	
	内訳	子どもセンター	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	5
確保量 (実施施設数)	合計 B	10	10	<u>11</u>	
	内訳	子どもセンター	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	<u>6</u>
差引(B-A)		0	0	<u>1</u>	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:所)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (実施施設数)	合計 A	策定時	10	10	
		見直し	<u>12</u>	<u>12</u>	
	内訳	子どもセンター	策定時	5	5
			見直し	5	5
		子ども・子育てプラザ	策定時	5	5
			見直し	<u>7</u>	<u>7</u>
確保量 (実施施設数)	合計 B	策定時	10	10	
		見直し	<u>12</u>	<u>12</u>	
	内訳	子どもセンター	策定時	5	5
			見直し	5	5
		子ども・子育てプラザ	策定時	5	5
			見直し	<u>7</u>	<u>7</u>
差引(B-A)		策定時	0	0	
		見直し	0	0	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○利用者支援の実施施設は、令和4年度(2022年度)に西荻地域に1所(子ども・子育てプラザ善福寺)整備し、令和5年度(2023年度)に高井戸地域に1所((仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸)整備します。

○また、5所の子どもセンターでは、施設での対応に加え、今後とも、地域の区立施設等での出張相談支援を充実し、利用者支援を行っていきます。

(4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）

① 事業の概要

○つどいの広場、ゆうキッズ事業及び子ども・子育てプラザにおいて、乳幼児親子が身近な地域で、気軽に集い、交流したり育児相談等をしたりできる場を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	200,338	302,993	315,723
確保量 B (受入可能者数)	582,696	561,494	576,410
差引(B-A)	382,358	258,501	260,687

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	514,509	511,142
	見直し	<u>509,413</u>	<u>504,064</u>
確保量 B (受入可能者数)	策定時	560,905	560,905
	見直し	<u>591,412</u>	<u>577,773</u>
差引(B-A)	策定時	46,396	49,763
	見直し	<u>81,999</u>	<u>73,709</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○「つどいの広場」は、令和元年度(2019年度)末で1所閉鎖になりました。令和3年度(2021年度)は、建物工事のため1所が休止しましたが、令和4年度(2022年度)は3所で実施しています。

○「子ども・子育てプラザ」は、令和4(2022年度)年9月に新たに西荻地域に1所(子ども・子育てプラザ善福寺)を開設し、6所となりました。また、令和5年度(2023年度)には、高井戸地域に1所((仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸)を開設する予定です。

○「ゆうキッズ事業」は、全児童館で各種の乳幼児親子プログラムを実施します。

○今後とも本事業を通して、乳幼児とその保護者の交流機会を提供するとともに、保護者の子育てに対する不安や孤立感の軽減等に寄与していきます。

(5) 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）

(5)-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

① 事業の概要

○私立幼稚園において、保護者のリフレッシュ等のため、在園児を対象に、不定期の一時預かりを行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	132,261	102,926	97,120
確保量 B (利用可能者数)	132,261	102,926	98,644
差引(B-A)	0	0	1,524

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	169,406	170,787
	見直し	<u>94,904</u>	<u>92,856</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	186,909	186,909
	見直し	<u>96,619</u>	<u>94,737</u>
差引(B-A)	策定時	17,503	16,122
	見直し	<u>1,715</u>	<u>1,881</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-2 幼稚園における在園児を対象とした定期預かり

① 事業の概要

○私立幼稚園において、保育ニーズに資するため、在園児を対象に、定期の長時間預かり(18時30分まで)を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	51,342	54,978	57,056
確保量 B (利用可能者数)	70,204	77,350	87,840
差引(B-A)	18,862	22,372	30,784

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	50,931	51,950
	見直し	<u>57,056</u>	<u>57,056</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	72,480	72,480
	見直し	<u>87,840</u>	<u>87,840</u>
差引(B-A)	策定時	21,549	20,530
	見直し	<u>30,784</u>	<u>30,784</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-3 地域における一時預かり

① 事業の概要

○保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、就学前の乳幼児を対象に、短時間の一時預かりを行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	25,323	28,791	27,650
確保量 B (利用可能者数)	59,739	59,731	58,453
差引(B-A)	34,416	30,940	30,803

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	57,883	57,526
	見直し	<u>56,552</u>	<u>55,733</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	61,750	61,750
	見直し	<u>59,735</u>	<u>59,735</u>
差引(B-A)	策定時	3,867	4,223
	見直し	<u>3,183</u>	<u>4,002</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 「ひととき保育」は、令和3年度(2021年度)に3所閉鎖し、令和4年度(2022年度)より5所となりました。そのほか、令和4年度(2022年度)現在、区立保育園の子育てサポートセンター2所、私立保育園9園が一時預かり事業を実施しています。
- 加えて、令和2年度(2020年度)に「子ども・子育てプラザ高円寺」内で、令和4年(2022年)9月に「子ども・子育てプラザ善福寺」内での一時預かり事業を新たに実施しました。
- ファミリー・サポート・センターは、施設における一時預かり事業だけでは対応できない保護者のニーズに応じて、子どもの預かり等のサービスを実施しています。

(6) 延長保育（延長保育事業）

① 事業の概要

○区立・私立の保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に対応するため、在園児を対象に、通常の利用時間の前後に延長保育を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み A (利用者数)	856	513	479
確保量 B (定員数)	3,715	4,013	3,897
差引(B-A)	2,859	3,500	3,418

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	1,195	1,229
	見直し	<u>1,161</u>	<u>1,161</u>
確保量 B (定員数)	策定時	3,497	3,594
	見直し	<u>3,395</u>	<u>3,395</u>
差引(B-A)	策定時	2,302	2,365
	見直し	<u>2,234</u>	<u>2,234</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、保護者の就労状況に応じた本事業のニーズに対応するため、引き続き事業を実施していきます。

(7) 病児保育（病児保育事業）

① 事業の概要

○保育施設等に通い、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で看護できない児童を対象に、病院等に併設した専用スペースで一時的に預かり、保育・看護を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	1,172	2,904	3,391
確保量 B (定員数)	5,340	6,810	6,810
差引(B-A)	4,168	3,906	3,419

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	3,422	3,512
	見直し	3,422	3,512
確保量 B (定員数)	策定時	6,810	6,810
	見直し	6,810	6,810
差引(B-A)	策定時	3,388	3,298
	見直し	3,388	3,298

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○病児保育室については、令和2年(2020年)3月と令和3年(2021年)7月に1所ずつ開設し4所体制となりましたが、既存の病児保育室との地域バランスを考慮して、さらなる増設に取り組んでまいります。

(8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業の概要

○杉並区社会福祉協議会に委託して、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を実施します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	166	191	200
確保量 B (定員数)	1,025	665	700
差引(B-A)	859	474	500

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	1,000	1,000
	見直し	<u>200</u>	<u>200</u>
確保量 B (定員数)	策定時	1,380	1,380
	見直し	<u>700</u>	<u>700</u>
差引(B-A)	策定時	380	380
	見直し	<u>500</u>	<u>500</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○協力会員の確保に向け、令和元年度(2019年度)からの取組状況(隣接区市在住まで地域要件を拡大)等を踏まえ、引き続き、必要な見直し、改善に努めながら利用会員のニーズへの対応を図っていきます。

(9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

② 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月1日現在 単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
量の見込み(利用者数) A		4,941	5,058	5,611	
確保量 (利用可能者数)	合計 B	5,406	5,632	6,130	
	内訳	区立学童クラブ	5,316	5,557	5,975
		民間学童クラブ	90	75	155
差引(B-A)		465	574	519	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(各年4月1日現在 単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み(利用者数) A		策定時	5,520	5,584	
		見直し	<u>6,013</u>	<u>6,102</u>	
確保量 (実施施設数)	合計 B	策定時	6,150	6,150	
		見直し	<u>6,286</u>	<u>6,417</u>	
	内訳	区立学童クラブ	策定時	6,065	6,065
			見直し	<u>6,131</u>	<u>6,262</u>
	民間学童クラブ	策定時	85	85	
		見直し	<u>155</u>	<u>155</u>	
差引(B-A)		策定時	630	566	
		見直し	<u>273</u>	<u>315</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○計画期間内における各年度の量の見込みは、今後とも増加傾向が続くものと見込まれます。このため、杉並区区立施設再編整備計画に基づき、学童クラブの小学校内での実施や小学校に近接している区立施設等を活用した学童クラブの整備等を進めます。

○加えて、他の待機児童が発生した学童クラブについて、各クラブの実情に応じた受入れ拡大策を検討・具体化し、待機児童の解消を図っていきます。

(10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

① 事業の概要

○子どもショートステイは、区内の児童養護施設等において、保護者の育児疲れや病気等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童(0歳～12歳)を宿泊により預かります。

○また、要支援家庭を対象とした子どもショートステイは、区内の児童養護施設等において、保護者の強い育児困難、不適切な養育状態にあるなど、継続的に支援が必要な場合に児童(18歳未満)を宿泊等により預かり、当該児童の発達状況や行動観察を行うとともに保護者に対する支援を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度 (見込)	
量の見込み(利用者数) A		786	725	920	
確保量 (定員数)	合計 B	3,210	3,144	3,928	
	内訳	子どもショートステイ	2,920	2,920	2,920
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ	290	224	1,008
差引(B-A)		2,424	2,419	3,008	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み(利用者数) A		策定時	920	920	
		見直し	920	920	
確保量 (定員数)	合計 B	策定時	3,060	3,060	
		見直し	<u>3,958</u>	<u>3,958</u>	
	内訳	子どもショートステイ	策定時	2,920	2,920
			見直し	<u>2,950</u>	<u>2,950</u>
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ	策定時	140	140
			見直し	<u>1,008</u>	<u>1,008</u>
差引(B-A)		策定時	2,140	2,140	
		見直し	<u>3,038</u>	<u>3,038</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○子どもショートステイ事業は、保護者の育児負担の軽減や養育状況の改善など、虐待予防の観点からも重要です。

○しかしながら、施設への宿泊を躊躇う利用者も少なくないことから、通所型の委託施設を拡大することや、養育家庭でのショートステイの実施に向けた検討を進め、支援を必要とする家庭が、必要な時に確実に利用できるよう、事業の充実を図っていきます。

(11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）

① 事業の概要

- 子ども家庭支援センターや保健センターの職員等が、養育支援が特に必要な家庭の適切な養育の実施を確保するため、当該家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行います。
- 区では、子ども家庭支援センター等の職員がこれらの家庭を訪問することに加えて、必要に応じて家事援助や専門相談を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業による訪問支援を行っています。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	15,400	13,607	15,038
確保量 B (利用可能者数)	15,545	13,607	15,038
差引(B-A)	145	0	0

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	12,000	12,500
	見直し	12,000	12,500
確保量 B (利用可能者数)	策定時	12,000	12,500
	見直し	12,000	12,500
差引(B-A)	策定時	0	0
	見直し	0	0

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 児童虐待対応件数の増加とともに、複雑で対応が困難なケースが増加していることから、多様な支援内容が求められています。
- 保育園等の送迎支援の必要性が増加していることや、より専門的な相談内容に的確に対応していくため、ヘルパー利用時間の柔軟化や専門相談員の資格の充実を図るなど、適切な養育への支援を推進します。

(12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業）

① 事業の概要

○私立幼稚園（新制度未移行園）及び区立子供園が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (請求者数)	実施	実施	実施
確保量 (助成者数)			

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (請求者数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施
確保量 (助成者数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年(2019年)10月から、私立幼稚園（新制度未移行園）及び区立子供園を利用する低所得世帯または第三子以降の児童のいる世帯に対する食材料費（副食費）が、新たに本事業の対象となりました。

○これを踏まえ、区においても、私立幼稚園（新制度未移行園）及び子供園を利用する低所得世帯等の児童に対する食材料費（副食費）を助成していきます。

(13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

① 事業の概要

○新たに子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける保育施設への巡回訪問等による支援を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (巡回施設数)	実施	実施	実施
確保量 (巡回施設数)			

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (巡回施設数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施
確保量 (巡回施設数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、新規保育施設を含む各保育施設等に対し、杉並区立就学前教育支援センターとの連携を図りつつ、定期及び随時の巡回訪問・指導を実施し、教育・保育の質の確保を図っていきます。

第5章 計画の推進に当たって

○本計画は、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に基づく区長の附属機関として設置した「杉並区子ども・子育て会議」（下記参照）の意見を聴取して策定しました。

○このため、同会議において計画化した各取組の進捗状況等を適宜報告するとともに、毎年度、子ども・子育て支援事業計画で定めた各事業の点検・評価を行い、必要な措置を講じることとします。

○また、就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業の担い手である事業者、関係機関や地域住民・団体等との密接な連携を確保するとともに、大きく変化する国や都の子ども政策動向等も注視しつつ、本計画に基づく施策・事業の着実な実施を図っていきます。

「杉並区子ども・子育て会議」について

- 就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が、平成 27 年度から始まりました。
区では、子ども・子育て支援法に基づく審議会として「杉並区子ども・子育て会議」を平成 25 年 10 月に設置しました。

会議の構成

- 公募による委員（区内在住で小学生以下のお子さんをお持ちの保護者の方）のほか、学識経験者、子育て支援施設等の事業者、子育て支援団体の関係者など、20 名以内で構成します。委員の任期は 2 年で、3 期まで継続が可能です。

会議の役割

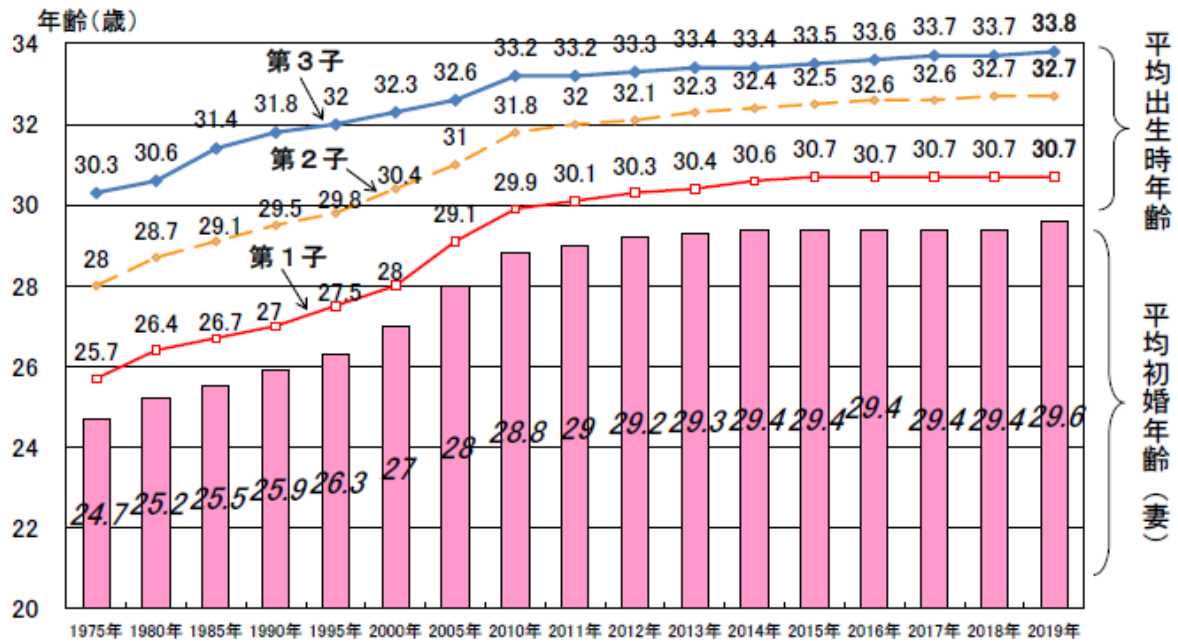
- 主に以下の内容について、委員からご意見をいただきます。
 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しについて
 2. 区内の保育園・幼稚園などの利用定員について
 3. その他、子ども・子育て支援施策全般の推進状況について

資料編

「健やか親子 21(第2次)」に関する基礎データ

1 国 平均初婚年齢・平均出産時年齢の推移

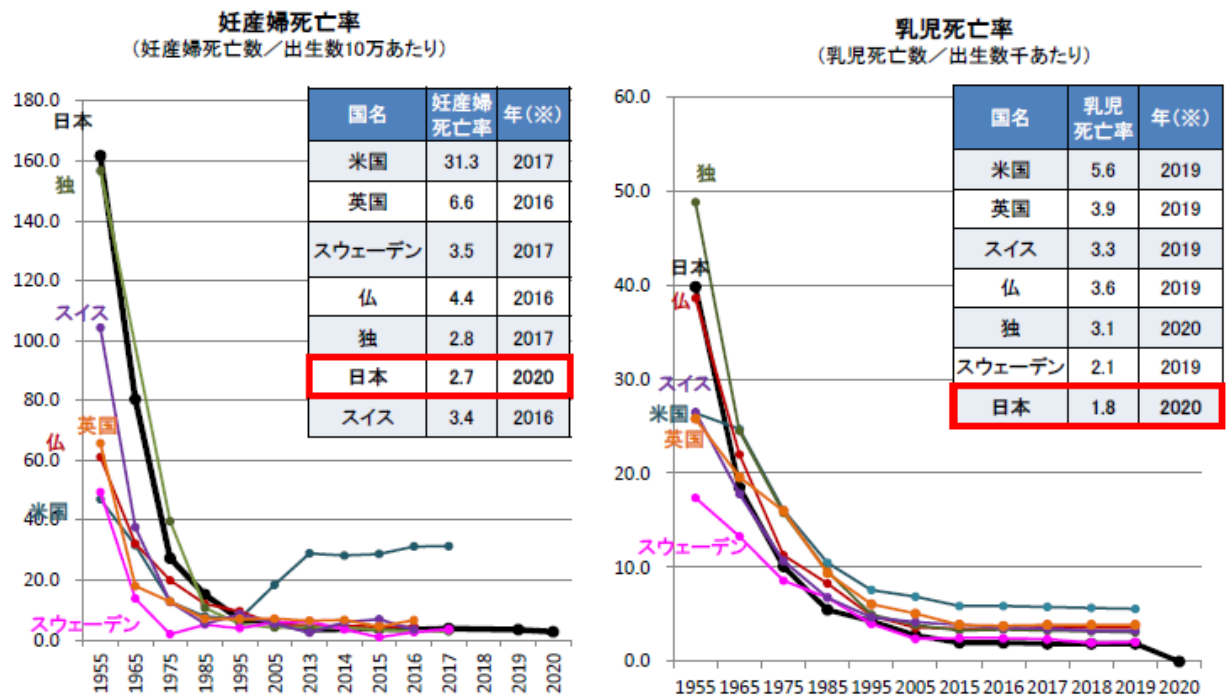
晩婚化に伴い子どもを産む母の年齢は上昇傾向にあります。



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

2 国 妊産婦死亡率・乳児死亡率の推移

日本の妊産婦死亡・乳児死亡率は、戦後急速に改善し、世界有数の低率国となっています。

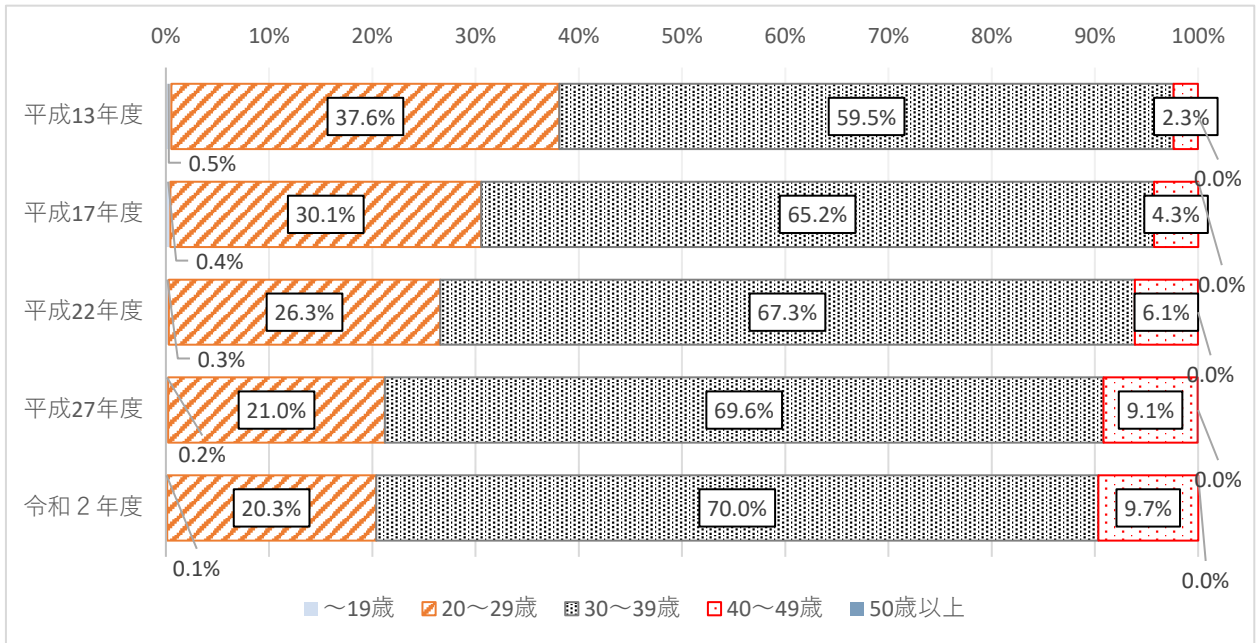


(※1) 妊産婦死亡率 = 1年間の妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 100,000
 (※2) 乳児死亡率 = 1年間の生後1歳未満の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 1,000

出典: 厚生労働省子ども家庭局資料

3 区 出産時の母の年齢

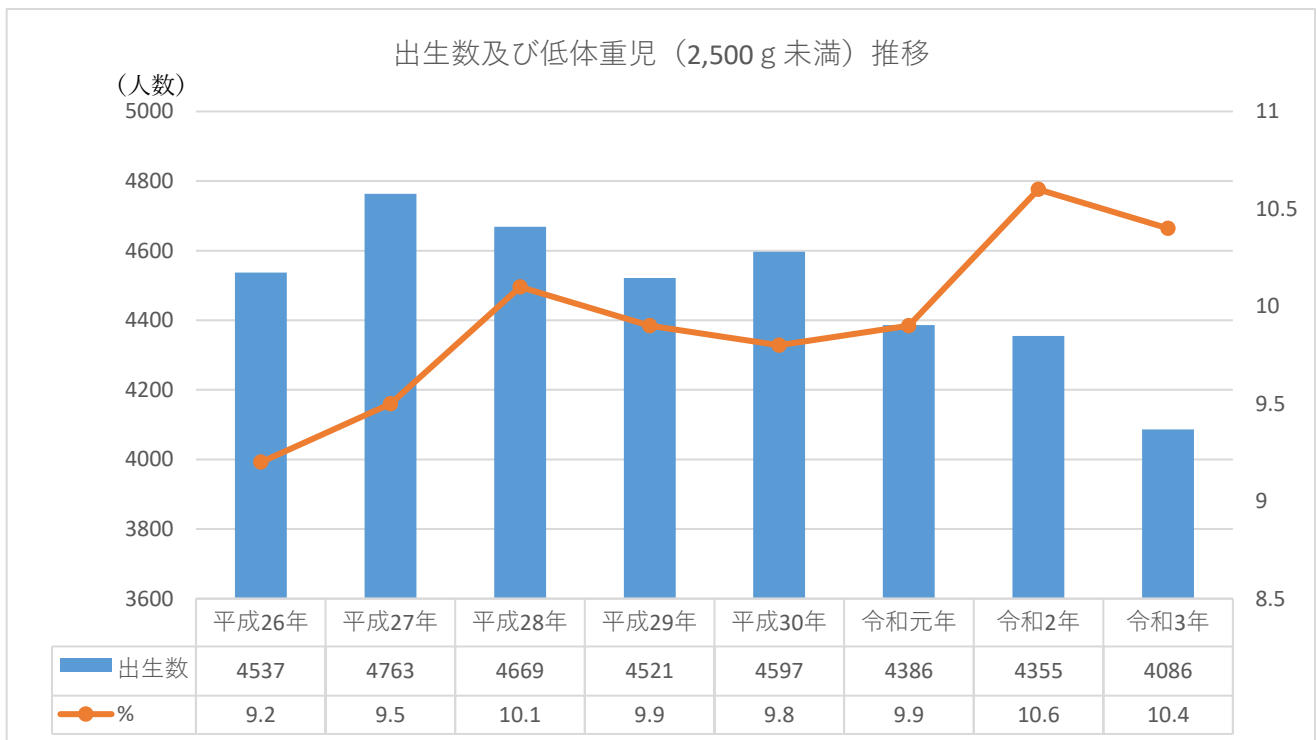
出産時の母の年齢は30～39歳の割合が増えています。



出典：杉並区保健福祉事業概要

4 区 出生数と低出生体重児※1の推移

国の全出生数中の低出生体重児数の割合は約10人に1人で、区もほぼ同割合となっています。近年は、医療技術の進展により超低出生体重児の出生割合が伸びる傾向にあります。



※1 低出生体重児：生まれた時の体重が2,500g未満の新生児の総称。1,500g未満の場合は極低出生体重児、1,000g未満の場合は超低出生体重児という。

出典：杉並区保健福祉事業概要

5 区 乳児死亡率

国・東京都と同じく低い水準で推移しています。(出生千対)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
国	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
都	2.0	1.9	1.7	2.0	1.6	1.7	1.4	1.4	1.7
区	2.0	2.2	2.9	1.3	1.5	1.3	1.8	0.9	2.0

出典：東京都人口動態年報・杉並区保健福祉事業概要

6 周産期死亡率（周産期医療管理レベルを表す指標）

国・東京都と同じく低い水準で推移しています。(周産期死亡千対)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
国	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4
都	3.6	3.5	3.2	3.6	3.4	2.9	3.0	3.0	2.9
区	3.8	3.1	4.0	5.1	5.3	4.8	2.5	2.5	3.4

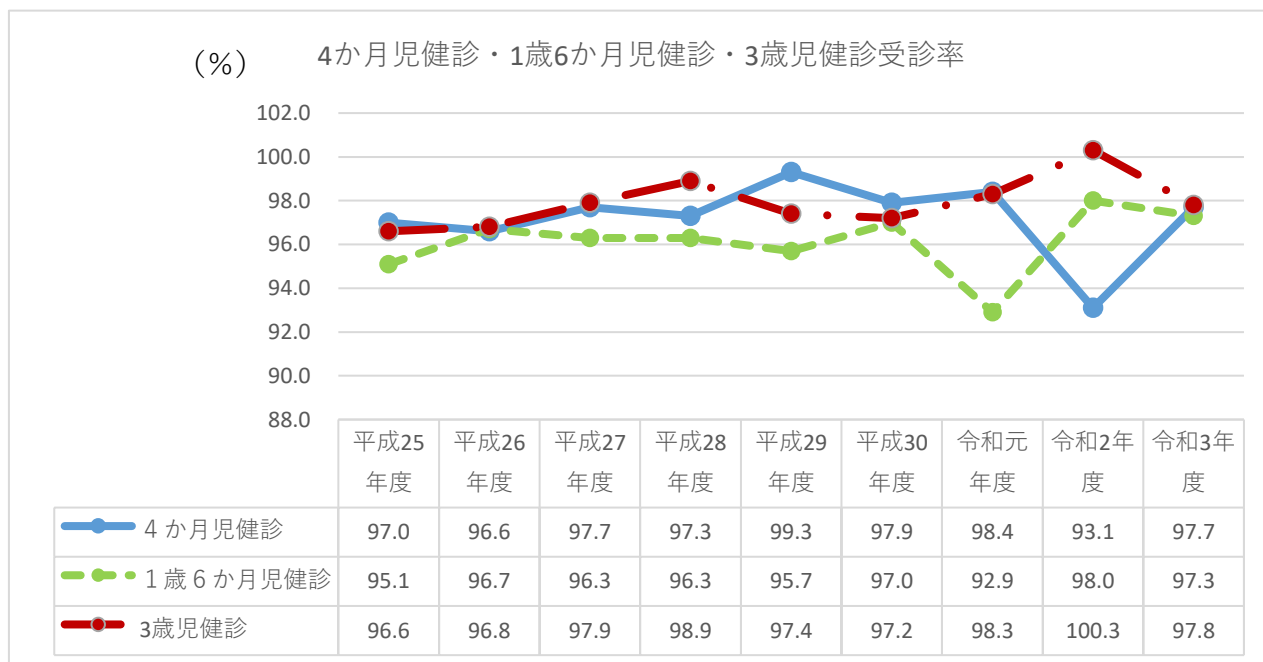
*周産期死亡とは・・・妊娠 22 週以降の死産数と生後 7 日間までの乳児死亡数のこと。

出典：東京都人口動態年報・杉並区保健福祉事業概要

7 「出生数・合計特殊出生率」は 19P に掲載

8 乳幼児健康診査受診率

乳幼児健診（4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）受診率は高い水準で推移しています。また、健診未受診者については保健師等による電話や訪問などで、子どもの健康状態や家庭の状況を確認しています。

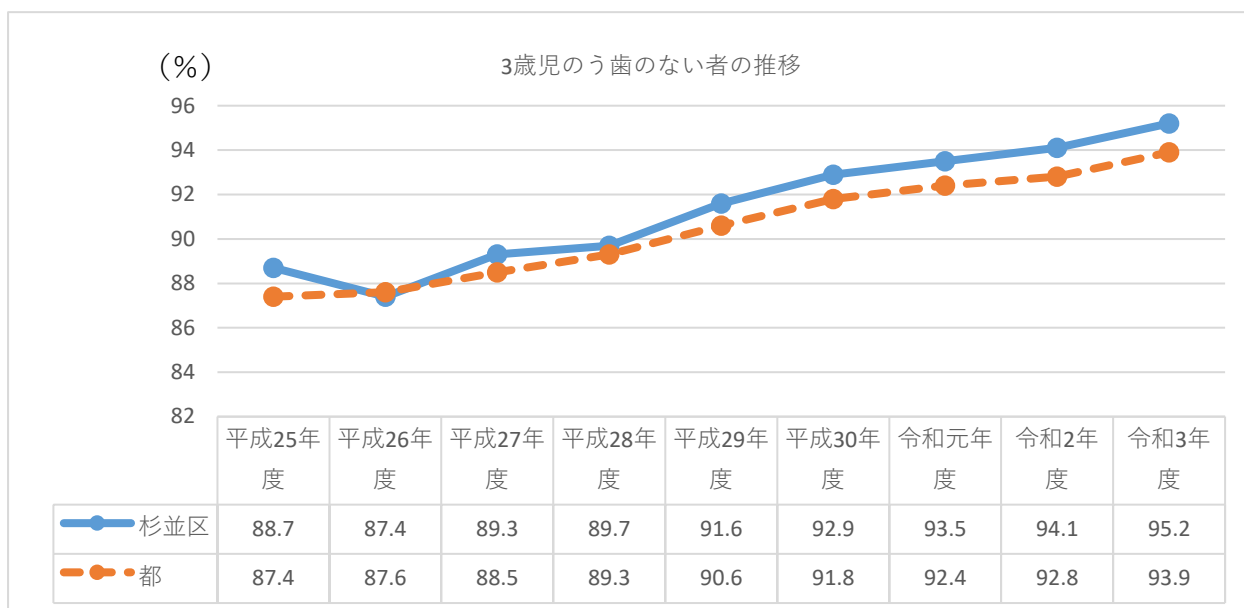


・1 歳 6 か月児健康診査は、「医療機関受診」「保健センター受診」の双方を受診しますが、本グラフでは「保健センター受診者の割合」を表記しています。

出典：杉並区保健福祉事業概要

9 3歳児歯科健康診査う歯有病率の推移

3歳児でう蝕（むし歯）のない者の割合は増加傾向にあります



出典：杉並区資料

10 区 年代別死因

平成29年(2017年)から令和3年(2021年)における区の年代別死因では、10歳代の死因は自殺が1位となっています。

年代別死因（平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の5年間）

順位	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
1	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患
3	不慮の事故	不慮の事故	心疾患	心疾患	自殺	脳血管疾患
4	—	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患	脳血管疾患	肝疾患
5	—	腎疾患	脳血管疾患	肝疾患	肝疾患	自殺

出典：人口動態統計（厚生労働省）

